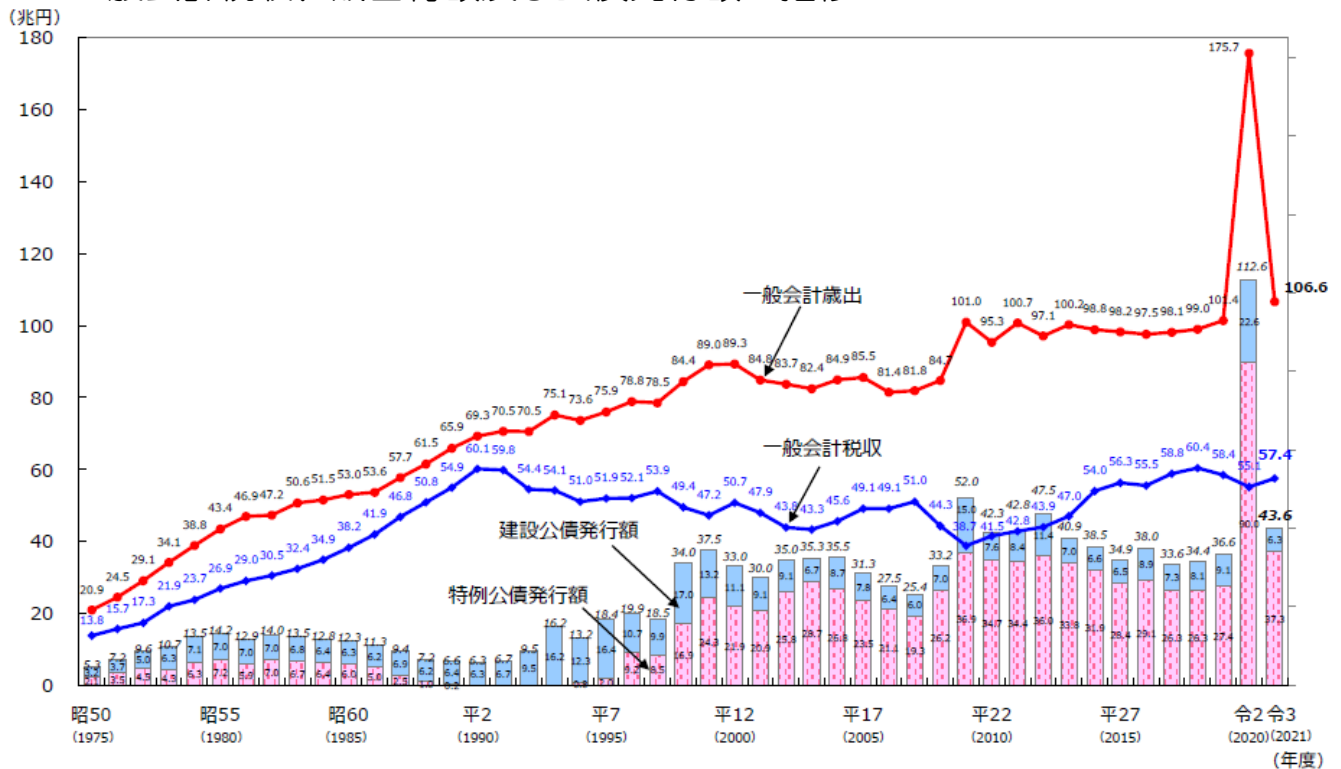


# 市会ジャーナル 第211号

令和2年度 Vol.10

## 令和3年度予算政府案

一般会計収、歳出総額及び公債発行額の推移



出典:財務省「我が国の財政事情(令和3年度予算政府案)」

### 令和3年度予算政府案の概要とポイント

予算編成の基本方針、予算のポイント、特徴  
令和3年度税制改正の概要(地方税)

### 各府省の主な取組

各府省の令和3年度予算のポイントに記載された主な取組

### 団体からの要望等

地方六団体による政府への要望

# 市会ジャーナル 令和3年度予算政府案

<b>第1部 令和3年度予算政府案の概要とポイント</b>	1
1 令和3年度予算編成の基本方針(令和2年12月8日閣議決定)	1
2 令和3年度予算のポイント	4
3 令和3年度税制改正の概要(地方税)	8
<b>第2部 各府省の主な取組</b>	12
1 内閣府	12
2 総務省	14
3 法務省	19
4 文部科学省	21
5 厚生労働省	25
6 農林水産省	35
7 経済産業省	37
8 国土交通省	40
9 環境省	45
<b>第3部 団体からの要望等</b>	48
1 令和3年度予算編成及び地方財政対策について (令和2年12月14日 地方六団体)	48
2 令和3年度地方財政対策等についての共同声明 (令和2年12月21日 地方六団体)	68

【参考】 内閣府 「令和3年度予算編成の基本方針」

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/yokihoushin/yokihoushin.html>

財務省 「令和3年度予算のポイント」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

総務省 「令和3年度税制改正の概要(地方税)」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran04.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)

内閣府 「令和3年度予算(案)の概要」

<https://www.cao.go.jp/yosan/yosan.html>

総務省 「令和3年度総務省所管予算(案)の概要」

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_yosan/yosan.html](https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/yosan.html)

法務省 「令和3年度予算」

[http://www.moj.go.jp/kaikei/bunsho/kaikei02\\_00064.html](http://www.moj.go.jp/kaikei/bunsho/kaikei02_00064.html)

文部科学省 「令和3年度文部科学関係予算(案)のポイント」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/yosan/r01/1420672\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420672_00002.htm)

厚生労働省 「令和3年度厚生労働省予算案の主要事項」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21syokanyosan/index.html>

農林水産省 「令和3年度農林水産関係予算の重点事項」

<https://www.maff.go.jp/j/budget/r3kettei.html>

経済産業省 「令和3年度当初予算案のポイント」

[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2021/index.html](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/index.html)

国土交通省 「令和3年度予算概要」

[https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_007802.html](https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_007802.html)

環境省 「令和3年度環境省重点施策」

<http://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03juten-2.html>

全国市議会議長会「令和3年度予算編成及び地方財政対策について」

<http://www.si-gichokai.jp/request/request-6dantai/index.html>

全国市議会議長会「令和3年度地方財政対策等についての共同声明」

[https://www.si-gichokai.jp/news/info/r2/1203953\\_2896.html](https://www.si-gichokai.jp/news/info/r2/1203953_2896.html)

「令和3年度地方財政計画の概要」は、総務省より例年2月頃に公表されるため、市会ジャーナル令和3年第1回定例会号 他都市議会動向②(令和3年2月25日発行予定)に掲載する予定です。

## 第1部 令和3年度予算政府案の概要とポイント

### 1 令和3年度予算編成の基本方針 (令和2年12月8日閣議決定)

#### 1. 基本的考え方

- ① 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、経済の水準は依然コロナ前を下回っており、また感染症が内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
- ② 内外の経済動向や新型コロナウイルス感染症の経済に及ぼす影響を注視しながら、躊躇なく必要な対策を講ずるなど、現下の厳しい経済事情に対して万全の対応を行う。我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍を超えて膨らむ見込みであるなど、引き続き、厳しい状況にある中で、「経済あつての財政」との考え方の下、経済財政運営に万全を期するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定。以下「骨太方針2020」という。)に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、二度とデフレに戻ることがないように、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進する。
- ③ 国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る。骨太方針2020に掲げられている主な施策項目及びそれを具体化する成長戦略の実行計画を踏まえ、以下の視点から、ポストコロナの新しい社会をつくっていく。

今回の新型コロナウイルス感染症で明らかとなった行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化や規制改革を含め、集中投資・実装とその環境整備により、デジタル社会の実現を目指すとともに、新しい社会を支える「人」・イノベーションへの投資を強化する。

2050年カーボンニュートラルを目指し、経済と環境の好循環、グリーン社会の実現に取り組む。

また、活力ある地方を創るべく、中小企業の生産性向上や最低賃金の全国的な引上げに取り組むとともに、観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより、地方の所得を増やし、地方を活性化。都会から地方へ、また企業間で、さらには中小企業やベンチャー

へなど、新たな人の流れをつくり、海外の成長を取り込んでいく。

さらに、不妊治療への保険適用に取り組む等切れ目ない子育て支援や、保育サービスを拡充するなど少子化対策を進め、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築する。テレワークや、同一労働同一賃金など働き方改革を推進するとともに、就職氷河期世代をはじめ、個々人の状況に応じた就労や社会参加など頑張る人を強力に支援する。若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組む。

加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、国際連携の強化、経済安全保障の観点からの多角的自由貿易体制の維持・強化など重要課題への取組を行うとともに、新たな国際秩序に向けて、我が国として、外交力の強化や必要な防衛力の整備等の安全保障の強化に取り組む。

## 2. 予算編成についての考え方

- ① 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力強化の取組を推進していくよう、上記の基本的考え方を踏まえ、令和3年度予算編成を行う。

感染症との闘いの最前線に立ち続ける医療や介護の現場の方々の献身的な貢献を支えるため、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくり、東日本大震災をはじめ各地の災害からの復興や防災対応の強化、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指す。

- ② あわせて、感染拡大を抑えながら雇用と事業を支えるとともに、ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民間投資を促進するなど民需主導の成長軌道に戻していくため、感染症の拡大防止策、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、防災・減災、国土強靱化の推進(注)など安全・安心の確保を柱とし策定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)に基づき、いわゆる「15か月予算」の考え方で、新たに令和2年度第3次補正予算を、令和3年度当初予算と一体として、編成する。

(注)防災・減災、国土強靱化については、来年度から令和7年度までの5年間において、時々の自然災害等の状況に即した機動的・弾力的な対応を行うこととし、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(仮称)」を取りまとめる。本対策は、激甚化する風水害や巨大地震等への対策、予防保全に向けた老朽化対策の加速、デジタル化等の推進にかかる対策を柱とする。特に加速化・深化させるべき施策のために追加的に必要となる事業規模

は15兆円程度を目指すこととし、初年度については、令和2年度第3次補正予算において措置する。

- ③ 令和3年度予算は、骨太方針2020に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することで、これまでの歳出改革の取組を継続し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、しっかりとしたメリハリ付けを行う。新経済・財政再生計画の改革工程表について、骨太方針2020を踏まえて改定するとともに、改革工程表を十分に踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、骨太方針2020を踏まえて一般財源の総額を確保しつつ、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- ④ さらに、行政事業レビューを適切に実施するとともに、デジタル化を踏まえたEBPMの仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きの強化により、政策効果の高い歳出に転換するワイズスペンディングを徹底する。このため、広く国民各層の意識改革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革等の取組をEBPMと一体として推進する。

【出典】内閣府「令和3年度予算編成の基本方針」

<https://www5.cao.go.jp/keizai1/yokihoushin/yokihoushin.html>

## 2 令和3年度予算のポイント

### ◆令和3年度予算のポイント

3次補正予算と合わせ、

- ・ 感染拡大防止に万全を期しつつ、
- ・ 中長期的な課題（デジタル社会・グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など全世代型社会保障制度等）にも対応する予算。

#### 感染拡大防止

- 予期せぬ状況の変化に備え、2年度においてコロナ予備費5兆円を確保しているほか、3年度予算においても**コロナ予備費5兆円**を措置。
- 3次補正予算で**病床・宿泊療養施設の確保、新型コロナワクチン接種体制の整備・接種等**を措置。さらに、以下により、感染拡大の防止に万全を期す。
  - ・ 感染症危機管理体制・保健所体制の整備
  - ・ 感染症対策のための診療報酬の臨時的措置
  - ・ 医療機器の国内生産能力の増強

#### デジタル社会・グリーン社会の実現

- 3年9月に、強力な総合調整機能を有する**デジタル庁**を設置。官民の高度専門人材を結集し500名規模の体制。**情報システム予算の一括計上**を進め3,000億円規模の予算を措置し、政府全体の情報システムを一元的に管理。このほか、市町村の体制整備への支援を通じ**マイナンバーカードの取得促進**。運転免許証とマイナンバーカードの一体化を推進。
- グリーン社会の実現に向け、野心的な二酸化炭素の排出削減に取り組む企業に対する**成果連動型の低利融資制度の創設**（今後3年間で1兆円の融資規模）やE S G投資の呼び込み支援を実施。再エネ・省エネ等の研究開発・導入を支援。3次補正予算においても、カーボンニュートラルに向けた**革新的な技術開発**等を支援。

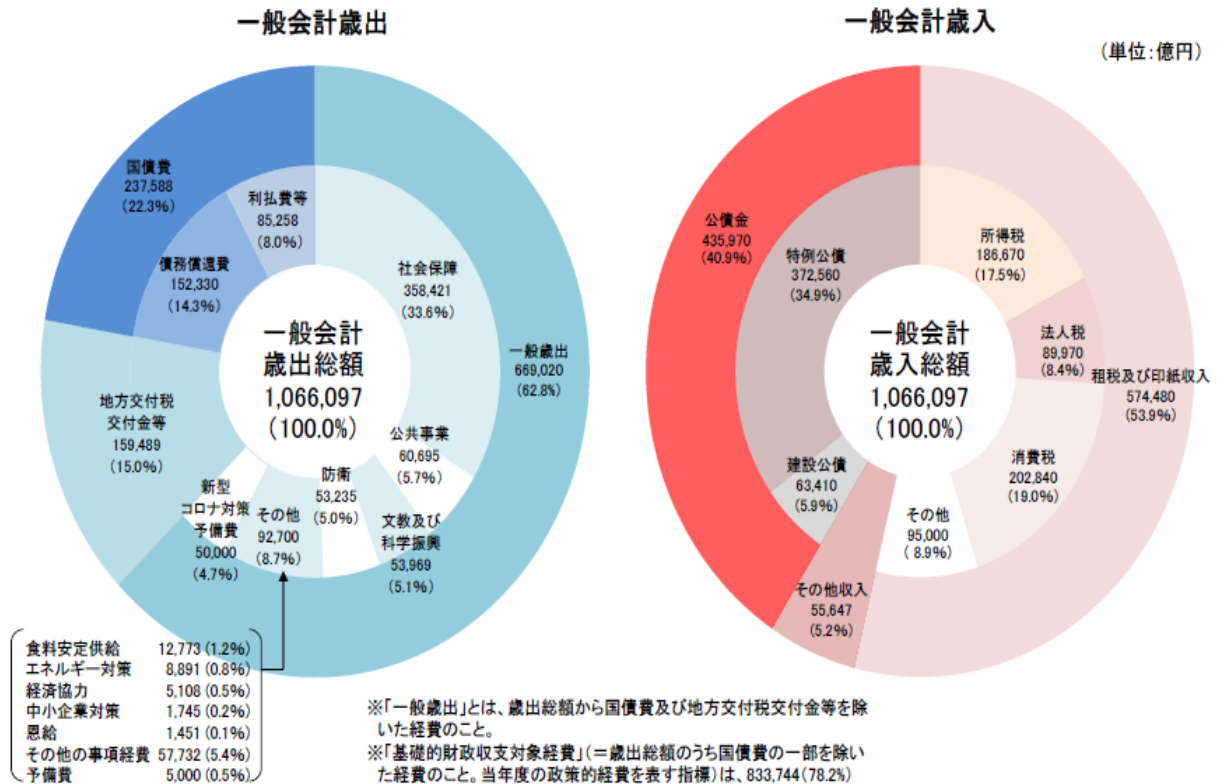
#### 活力ある地方創り（資料3参照）

#### 少子化対策など全世代型の社会保障制度の構築（資料3参照）

#### 歳出改革の取組の継続

- 「骨太方針」で定めた**歳出改革の取組を継続し、「目安」を達成**。予算の質も向上（資料6参照）。
  - ・ 社会保障関係費 +1,507億円（医療費動向を踏まえた前年度の土台からの実質的な伸びは+3,500億円程度）
  - ・ 非社会保障関係費 +330億円（これまでの取組の継続）

### ◆令和3年度一般会計歳出・歳入の構成



（注1）計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

（注2）一般歳出における社会保障関係費の割合は53.6%。

## ◆主要経費別内訳

(単位:億円)

	2年度予算 (当初)	3年度予算	増減額	増減率	備考
一般歳出	617,184	669,020	+51,837	+8.4%	
社会保障関係費	356,914	358,421	+1,507	+0.4%	
文教及び科学振興費	53,912	53,969	+57	+0.1%	
うち科学技術振興費	13,565	13,673	+108	+0.8%	
恩給関係費	1,750	1,451	▲299	▲17.1%	
防衛関係費	52,625	53,235	+610	+1.2%	中期防対象経費: +1.1%(その他の事項経費を含む。)
公共事業関係費	60,669	60,695	+26	+0.0%	
経済協力費	5,116	5,108	▲8	▲0.2%	感染症の影響による海外留学支援制度: ▲6億円 等
(参考)ODA	5,610	5,680	+69	+1.2%	一般会計全体のODA予算は6年連続の増
中小企業対策費	1,723	1,745	+22	+1.3%	
エネルギー対策費	9,008	8,891	▲116	▲1.3%	エネルギー特会の剰余金等の増加を踏まえた繰入の減: ▲116億円 等
食料安定供給関係費	12,862	12,773	▲90	▲0.7%	統計システム整備費等: ▲21億円 等
その他の事項経費	57,605	57,732	+127	+0.2%	
予備費	5,000	5,000	-	-	
新型コロナウイルス感染症対策予備費	-	50,000	+50,000	+100.0%	
国債費	233,515	237,588	+4,072	+1.7%	公債残高の増に伴う定率繰入や利払費の増 等
地方交付税交付金等	158,093	159,489	+1,396	+0.9%	一般財源総額について前年度と実質的に同水準を確保
合計	1,008,791	1,066,097	+57,306	+5.7%	

(注1) 2年度予算は、臨時・特別の措置を除く。また、3年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注3) 一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

## ◆予算の「質の向上」

## 縦割り行政の打破・省庁間連携

- **流域治水対策** (国交省の防災・安全交付金8,540億円のほか、農水省、文科省、厚労省等の関連事業を活用)
  - ・ 河川管理者、都道府県、市町村等の関係者が協同して行う流域治水プロジェクト (土地利用やまちづくりも含めた総合的な治水対策) を推進。堤防・下水道、農業水利施設・水田、学校施設、福祉施設、国有地等の**機能連携を進める事業**へ、国直轄事業や、自治体・民間企業向けの交付金・補助金を**重点配分**。
- **木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築** (経済産業省・農林水産省: 12.5億円)
  - ・ 経済産業省と農林水産省で研究会を立ち上げ、木質バイオマス発電の課題を整理。**両省が連携して**、バイオマス燃料等の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた**実証事業等を創設**。

## 防衛力整備の効率化・合理化

- 防衛装備品の全般にわたり、重要度の低下した装備品の運用停止や、長期契約の活用、原価の精査等の**調達最適化**などを図ることにより、**▲4,168億円の効率化・合理化効果**を実現。

## 人口一人当たりのインフラ維持更新コストの増加抑制

- インフラ老朽化対策に係る自治体向けの補助金・交付金について、**施設の集約・撤去など費用の削減**に向けた具体的方針の提示を要件化。また、**新技術等の活用によるコスト削減**の高い事業を優先採択。これらにより、施策効果の高い事業に**国費を重点化**。 ※ 各種補助金 (道路: 2,223億円、河川: 15億円、港湾: 12億円) のほか防災・安全交付金が対象

## 中小企業支援の重点化

- 中小企業であっても、大企業の子会社や課税所得が一定以上の者に対しては、**補助の対象外又は大企業と同率の補助率**とすることにより支援を重点化。

## 奨学金業務システムの刷新による申請・審査の効率化等

- (独)日本学生支援機構運営費交付金について、奨学金業務システムの刷新により、**申請手続の簡略化、審査の迅速化**を実現。システム保守費用及び審査費用も削減 (令和3年度からの10年間で**▲28億円**の削減効果)。



## ◆各歳出分野の特徴

### 【社会保障】

- 新型コロナウイルス感染症への対応を引き続き推進。足下の医療費の動向も反映しつつ「骨太方針」に基づき歳出改革を継続。職員の処遇改善にも配慮した**介護報酬改定**（+0.70%・196億円）、**障害福祉サービス等報酬改定**（+0.56%・86億円）の実施に必要な経費を確保しつつ、**毎年薬価改定の実現**により実勢価格の下落を反映して国民負担を軽減（▲1,001億円・資料5参照）し、社会保障関係費の実質的な伸びを**高齢化による増加分におさめる**という方針を達成。
- 後期高齢者医療の自己負担割合の見直しなどの制度改革と併せて、子育て世代等の希望の実現に向けた少子化対策を推進（「新子育て安心プラン」に基づく**保育の受け皿の整備**（602億円）、不育症の検査・がん治療に伴う不妊に係る支援（23億円）等）。3次補正予算においても、**不妊治療費用の助成**について大幅に拡充。

### 【教育・科学技術】

- 「**教育のデジタル化**」の観点から、デジタル教科書の普及（22億円）、オンライン学習システムの全国展開（7億円）等を推進。3年度から5年間で**小学校の35人以下学級**を実現。
- 博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパスの確保を一体的に行う大学を支援する「**大学フェロースHIP**」事業を創設（23億円）するなど、将来の学術研究を担う若手研究者を支援。

### 【活力ある地方創り】

- 地域活性化の自主的・先導的な取組を支援する「地方創生推進交付金（1,000億円）」における**移住支援事業を拡充**するとともに、**企業・自治体のマッチング支援**を行う「地方創生テレワーク推進事業（1.2億円）」等により、地方へ人や仕事の流れを拡大。
- 「インバウンド消費2030年15兆円目標」の達成に向け、国際観光旅客税収（300億円）の活用により、自然・文化を生かした**高付加価値なコンテンツの創出**や、ホテル・旅館の**サービス向上**を加速。  
顔認証での決済の活用等の「**観光DX**」やワーケーションを推進。
- 地方団体に交付される地方交付税交付金は17.4兆円（+0.9兆円）。国・地方ともに税収減が見込まれる中、**一般財源総額を適切に確保**。

### 【公共事業】

- 公共事業について**安定的な確保**（6兆695億円）。その中で、流域全体での治水対策や新技術を活用した老朽化対策など、**防災・減災、国土強靱化への重点化**を推進。
- 国庫債務負担行為（2か年国債、ゼロ国債）の活用を拡充することにより、公共工事の施工時期を更に平準化。大規模な直轄土木工事における設計の3次元デジタル化を原則化し、**建設業の生産性向上**を促進。

### 【農林水産】

- 農林水産物・食品の**輸出5兆円目標の実現**に向け、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、輸出重点品目について、産地育成、輸出障壁の解消、海外での販路開拓を一体的に推進。
- 補助金の申請を含む行政手続きのデジタル化や農地の現地情報の統合など、**農林水産行政のDX**を推進。また、グリーン社会の実現に向け、温室効果ガスの吸収源となる**森林資源の適切な管理**や**木材製品の利用拡大**を推進。

### 【復興】

- 「第2期復興・創生期間」の初年度。地震・津波被災地域において**心のケア等の被災者支援**。原子力災害被災地域において、中間貯蔵施設の整備等に加え、**帰還・移住等の促進**などの本格的な復興・再生に向けた取組を推進。復興のステージに応じた被災地のニーズにきめ細かに対応。

### 【外交・防衛】

- 新型コロナウイルス感染症の国際的な収束に向け、**保健分野でのODAを拡充**。旅券の電子申請に向けた**デジタル化推進**をはじめ、外交・領事実施体制を強化。
- 中期防対象経費について、「**中期防衛力整備計画**」を踏まえ**+1.1%**の伸びを確保。宇宙・サイバー・電磁波といった**新領域の能力強化**など、領域横断作戦を可能とする態勢の構築を推進。

## ◆新経済・財政再生計画 改革工程表 2020 の概要

「改革工程表」のKPIを活用し、経済・財政一体改革の進捗管理や成果の評価を行い、改革工程表を改定。

歳出分野	主な事項
社会保障分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険制度における、法定外繰入等の解消及び保険料水準統一に関する事項の国保運営方針の記載事項への位置づけや、国保制度の財政均衡を図るための在り方等について、実効性のある更なる措置を検討。</li> <li>第4期の医療費適正化計画に向けて、地域医療構想の実現や医療の効率的な提供の推進のための目標など、適正な医療を地域に広げるための計画における取組内容を見直すとともに、毎年度のPDCA管理を強化するため、医療費の見込みの改定や保険料算定に用いる医療費との照合など、医療費適正化計画の実効性を高める方策について、見直しに向けて検討。</li> <li>後発医薬品の使用を更に促進するため、現行の「使用割合80%以上」の目標達成後の新たな目標について、検討。</li> <li>後期高齢者医療制度における一人当たり医療費の地域差縮減に寄与する都道府県及び知事の役割強化や在り方を検討。</li> <li>医療扶助における適正化について、頻回受診の該当要件の検討を行うとともに、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、ガバナンス強化に向けた中期的な検討を行う。</li> </ul>
社会資本整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>本年度内にインフラ長寿命計画の改定及び個別施設計画の100%策定を実施。これにより、インフラの定期的な点検・診断、メンテナンスのPDCAサイクルを確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ転換。</li> <li>人口20万人以上の地方公共団体全てにおいてPFI事業を実施することを目指すとともに、人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP/PFI導入を加速するため、交付金・補助金事業におけるPPP/PFI導入検討の要件化拡大等を実施。</li> <li>政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、2020年4月時点の14地域を2025年度までに100地域に拡大（都市OS導入地域数）。</li> </ul>
地方行財政改革等	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体DX計画を策定し、デジタル人材確保（2021年から実施）など、必要な支援を国として提供するとともに、地方のデジタル化について、経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップ。</li> <li>都道府県が2022年度までに策定する水道・下水道の広域化計画の中に、デジタル化及びPPP/PFIの推進など民間活用に関する事項を盛り込む。2022年度までに、水道は650団体、下水道は450地区で広域化を目指す。</li> <li>2021年度以降、多様な広域連携に取り組む地方自治体間の合意形成を国として支援。</li> </ul>
文教・科学技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>全児童生徒が端末を十分に活用できる環境の実現及び義務教育段階の学校におけるデジタル教科書の100%普及（2025年度時点）を目指すとともに、システム全体の統一性や標準化・クラウド化も見据えつつ、ICTによる校務改善を推進。</li> <li>GIGAスクール構想等の効果検証・分析を進め、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。これにより、2021年度までにエビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んだ教育振興基本計画の割合を100%とする。</li> <li>次期基本計画のレビューや基本計画に位置付けられる個別施策の立案や評価、国立大学等のマネジメントを通じた経営改善など、効果的なEBPMを推進。</li> <li>次期科学技術・イノベーション基本計画に沿って更なる若手研究者の支援を促進。</li> </ul>

【出典】財務省「令和3年度予算政府案『令和3年度予算のポイント』」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

## 3 令和3年度税制改正の概要(地方税)

### 令和3年度 地方税制改正(案)について

総務省  
令和2年12月

令和3年度与党税制改正大綱(12月10日決定)のうち、地方税関係の概要は以下のとおり。

#### 1 固定資産税等

##### ◎ 固定資産税(土地)の負担調整措置

- 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続。
- その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

※ 都市計画税も同様。

- 税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

##### ◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

#### 2 車体課税

##### ◎ 環境性能割の税率区分の見直し [別紙参照]

- 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずる。

##### ◎ 環境性能割の臨時的軽減の延長

- 環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収については、全額国費で補填する。

##### ◎ グリーン化特例(軽課)の見直し [別紙参照]

- グリーン化特例(軽課)は、重点化等を行った上で2年間延長する。

### 3 個人住民税

#### ◎ 住宅ローン控除

- 今回の所得税における措置（控除期間を13年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。
- この措置による減収については、全額国費で補填する。

### 4 納税環境整備

#### ◎ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- 地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。

#### ◎ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- 特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX 及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。

#### ◎ その他

- 軽自動車税関係手続について、国の関連システムの更改時期（令和5年1月予定）にオンライン化を実現
- 地方税関係書類について、原則、押印を不要とする見直し
- 国税の制度に準じ、納税者等が地方税等の納付を委託する制度を整備

### 5 主な税負担軽減措置

- 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置を創設（固定資産税）  
※国有資産等所在市町村交付金についても交付対象から除外
- 市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置について、対象駅を拡充した上、2年延長（固定資産税、都市計画税）
- 市町村計画に基づく災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置を創設（不動産取得税）

## 6 航空機燃料譲与税

- 令和3年度に限り、航空機燃料税の税率が引き下げられることに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる等所要の措置を講ずる。

	現行	改正案
航空機燃料税率	18,000 円/kl	9,000 円/kl
譲与割合	9分の2	9分の4
地方分	4,000 円/kl	4,000 円/kl

## 7 その他(与党税制改正大綱における記載)

- 望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。

別紙

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自家用乗用車

〔現行〕（令和元、2年度）

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車		非課税	非課税		
ハイブリッド車・ LPG車・ クリーンディーゼル車	2020年度基準 +20%達成			1%	1%
	2020年度基準 +10%達成				
	2020年度基準 達成				
上記以外		3%	2%		

〔改正案〕（令和3、4年度）

		登録車	軽自動車		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車		非課税	非課税		
ハイブリッド車・ LPG車・ クリーンディーゼル車	2030年度基準 85%達成			1%	1%
	2030年度基準 75%達成				
	2030年度基準 60%達成				
上記以外 又は2020年度基準未達成車		3%	2%		

注 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

（参考）環境性能割におけるクリーンディーゼル車の経過措置

	令和3年4月から令和4年3月まで	令和4年4月から令和5年3月まで
2030年度基準60%以上達成車	非課税	非課税
上記以外 又は2020年度基準未達成車	非課税	3%

【自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し】

自家用乗用車

〔現行〕

軽課期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

軽課年度：取得の翌年度のみ

区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	75% 軽減	75% 軽減
2020年度基準+30%達成		50% 軽減
2020年度基準+10%達成		25% 軽減

〔改正案〕

軽課期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日

軽課年度：取得の翌年度のみ

区 分	軽減率	
	自動車税 種別割	軽自動車税 種別割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75% 軽減	75% 軽減

グリーン化特例（軽課）の対象外とすること  
について令和元年度税制改正で法制化済

注 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車・軽貨物車についても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長する。

【出典】総務省「令和3年度税制改正の概要（地方税）」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran04.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)

## 第2部 各府省の主な取組

第2部では、各府省の令和3年度予算案から、横浜市をはじめ地方に関連すると考えられる事業を中心に、新規事業等、各府省予算のポイントとなる事業について御紹介します。

※段落や予算額等の表記につきましては、参考・出典元の資料に記載の通りとしているため、府省ごとに異なっています。

### 1 内閣府

【参考・出典】 財務省「令和3年度内閣、復興、外務・経済協力関係関係予算のポイント」  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

#### 1.地方創生の推進

- |  |                |                  |
|--|----------------|------------------|
|  | 令和2年度          | 令和3年度            |
| <b>○地方創生推進のための交付金</b>  | <b>1,000億円</b> | <b>⇒ 1,000億円</b> |
| <p>地方創生の深化に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取組を後押しする観点から、具体的な成果目標の設定とPDCAサイクルの確立の下、自立性、官民協働や地域間連携、政策間連携等の要素を有する先導的な取組を支援。また、移住支援事業の対象を拡充し、東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合等も支援。</p> <p>令和3年度予算では、地方公共団体による先導的な施設整備等を支援する地方創生拠点整備交付金について50億円を計上。</p> |                |                  |
|  | 令和2年度          | 令和3年度            |
| <b>○地方大学・地域産業創生交付金</b>   | <b>23億円</b>    | <b>⇒ 23億円</b>    |
| <p>首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を支援。</p> <p>※このほか、地方創生推進交付金の活用分(50億円)、文部科学省計上分(25億円)及び関連事業(3億円)を合わせ、地方大学・地域産業創生事業として、101億円を計上。</p>  |                |                  |
|  | 令和2年度          | 令和3年度            |
| <b>○地方創生テレワーク推進事業</b>  | <b>—</b>       | <b>⇒ 1億円(新規)</b> |
| <p>新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、機会を逃すことなく、地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワーク(地方創生テレワーク)の取組を推進。</p> <p>※令和2年度第3次補正予算では、地方創生テレワーク推進に向けた相談窓口を設置し、企業と自治体のマッチング支援等を行う地方創生テレワーク推進事業(1億円)及びサテライトオフィス等の施</p>              |                |                  |

設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援等のための地方創生テレワーク交付金(100億円)を創設。

## 2. 性暴力・DV被害者対策の推進

令和2年度 令和3年度  
6億円 ⇒ 6億円

性犯罪・性暴力被害者支援機能の強化や運営の安定化が図られるよう、ワンストップ支援センターの整備等に取り組む都道府県への支援等や、DV被害者等の生きづらさを抱える女性を支援する民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組についてパイロット事業等を実施。

※令和2年度第3次補正予算では、DV被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けることができるようにするための相談・支援体制の強化等に要する経費として、8億円を計上。

## 3. 情報システム関係予算(一括計上分)及びデジタル庁の創設

令和2年度 令和3年度  
674億円 ⇒ 2,986億円  
(内閣官房計上 2,699億円、デジタル庁計上 287億円)

令和2年度から開始した政府情報システム関係予算の一括計上については、デジタルガバメント閣僚会議の下に設置されたデジタル改革関連法案ワーキンググループにおける議論を踏まえ、その対象を大きく拡大し、令和3年度予算において、2,986億円を計上。

令和2年度 令和3年度  
— ⇒ 81億円(新規)

○デジタル庁に関する経費

- ・デジタル庁の運営に必要な経費 37億円
- ・デジタル庁の政策(デジタル基盤の構築等)実施に必要な経費 44億円



## 2 総務省

【参考・出典】 財務省 「令和3年度総務・地方財政、財務係関係予算のポイント」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

### 1.マイナンバーカード

令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、市町村の体制整備への支援を実施するほか、郵便局における電子証明書関連事務を可能とするなど利便性を向上。

・マイナンバーカードの取得促進	令和2年度		令和3年度
	1,365.4 億円	⇒	1,001.1 億円
	元年度補正予算		2年度補正予算
	+	⇒	+
	2年度予算		3年度予算
	1,479.9 億円		1,904.3 億円

### 2.情報通信

デジタル改革の実現に向けた先端技術への投資等

- ① 量子暗号通信網の構築に向けた研究開発
- ② 課題解決型ローカル 5G 等の実現に向けた開発実証

令和2年度		令和3年度
17.8 億円	⇒	34.5 億円
37.4 億円	⇒	60.0 億円

### 3.地方自治

自治体のデジタル化の推進・地方の活性化等

- ① 自治体手続における引越しワンストップサービスの実現
- ② 新たな過疎対策の推進

令和2年度		令和3年度
—	⇒	4.6 億円
6.9 億円	⇒	7.8 億円

### 4.統計調査等

公的統計の体系的な整備・提供の実施等

- ・統計データの利活用の促進

令和2年度		令和3年度
2.0 億円	⇒	2.6 億円

### 5.消防庁

大規模災害への対応能力の向上等

- ・緊急消防援助隊の装備の充実

令和2年度		令和3年度
49.9 億円	⇒	49.9 億円

# マイナンバーカードの普及の推進

令和2年度3次補正予算案： 894億円  
令和3年度予算案： 1,001億円

令和4年度末にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを旨し、市町村における住民への申請促進と円滑な交付のための体制整備の支援を実施。

○マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG (令和2年9月25日) 菅内閣総理大臣発言要旨(抜粋)

(前略)オンラインで確実な本人確認ができ、デジタル社会に不可欠なマイナンバーカードについては、(中略)今から2年半後の令和4年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、普及策を加速してまいります。

○マイナンバーカードの普及状況(令和2年12月14日時点)

- ・有効申請受付数(累計) 約3,314万枚
- ・交付済数(累計) 約3,002万枚(人口の23.6%)

○個人番号カード交付事業費補助金

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)におけるマイナンバーカード関連業務(カードの申込処理・発行事業、カード製造事業等)に係る経費を国費負担。

○個人番号カード交付事務費補助金

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費を国費負担(主に臨時職員の追加等に要する人件費等の経費を対象)。

(参考) マイナンバーカード



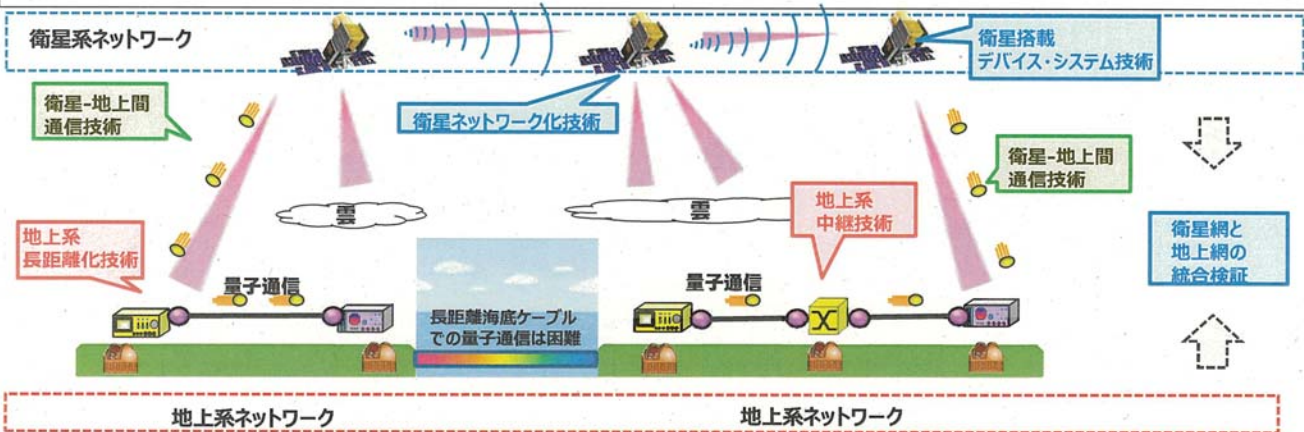
カードの利用例

- ✓顔写真付きの身分証明書として
- ✓電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取り
- ✓社会保障・税などの手続きにおいて添付書類が不要に

## 量子暗号通信網の構築に向けた研究開発

R3予算額(案):34.5億円  
(R2当初予算額:17.8億円)

現代暗号の安全性の破綻が懸念されている量子コンピュータ時代において、国家間や国内重要機関間の機密情報等のやりとりを安全に実行可能とするため、グローバル規模での量子暗号通信網の実現に向けた研究開発を推進



<総務省研究開発>

- 「①衛星通信における量子暗号技術の研究開発」(H30~R4年度、R2年度予算額：3.4億円、R3年度予算額(案)：5.0億円)
- 「②グローバル量子暗号通信網構築のための衛星量子暗号通信の研究開発」(R3~R7年度、R3年度予算額(案)：15.0億円(新規))
- 「③グローバル量子暗号通信網構築のための研究開発」(地上系)(R2~R6年度、R2年度予算額：14.4億円、R3年度予算額(案)：14.5億円)

<補足:衛星関係2施策の違い>

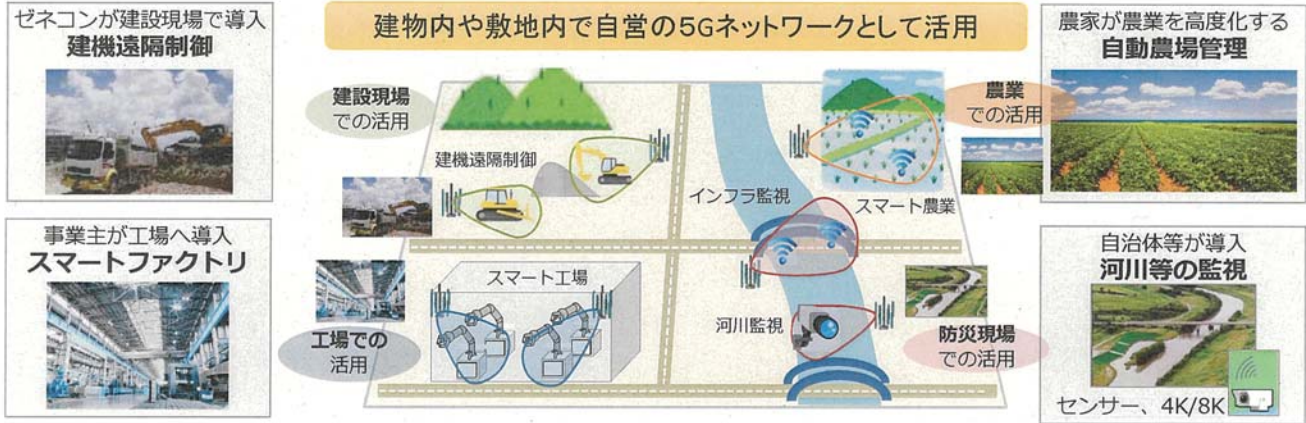
衛星と地上(1地点)との間で量子暗号通信を行う装置を開発(国際宇宙ステーション(ISS)上での実証を想定)

複数の地上系ネットワークを衛星を用いて中継するための技術や衛星を開発し、地上系ネットワークと統合して実証

# 課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証

地域の企業等をはじめとする様々な主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できる「ローカル5G」について、様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証を踏まえ、ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備や、低廉かつ容易に利用できる仕組みの構築を行う。

## ＜具体的な利用シーンで開発実証を実施＞

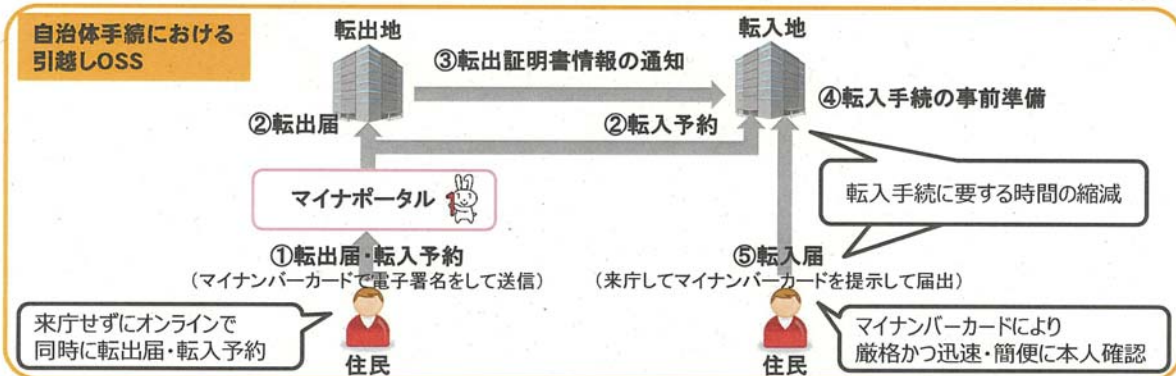


(計画年度)令和2年度～令和4年度  
 令和3年度予算(案)60.0億円(令和2年度予算37.4億円)

## 自治体手続における引越しワンストップサービスの実現（住民基本台帳法の改正） R3予算額(案):4.6億円

### 1. 概要

- 転出入に当たっては、転出地で転出証明書を受け取り、転入地で転入届とともに提出する必要があり(※)、住民の来庁負担の軽減や年度末・年度当初などの窓口混雑の緩和が課題。このため、
- ✓ 転出届と転入予約をマイナポータルからオンラインで同時にできるようにするとともに、
- ✓ 転入地にあらかじめ転出証明書情報を通知することで、住民・自治体の転入手続に要する時間を短縮できるようにする(住民基本台帳法の改正)。 ※ 現行法上、マイナンバーカードの交付を受けている者は、転出地での転出証明書の受取は不要。



### 2. スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
システム整備		システム設計・開発	転出証明書情報の事前通知開始	
法整備	住基法改正			

【予算案】個人番号カード所有者に係る転出証明書情報の事前通知に要する経費  
 ・システム改修に係るJ-LISへの委託費（令和4年度までの国庫債務負担行為を設定）

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業  
(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)  
※ 交付対象経費の限度額 1,500万円  
(下記事業については、限度額を上乗せ)  
① 専門人材を活用する事業(+500万円)  
② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)  
③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)
- 令和3年度予算案 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)  
※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加  
※ 交付対象経費の限度額 2,000万円
- 令和3年度予算案 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)  
・定住促進団地整備事業  
・定住促進空き家活用事業  
・集落等移転事業  
・季節居住団地整備事業
- 令和3年度予算案 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

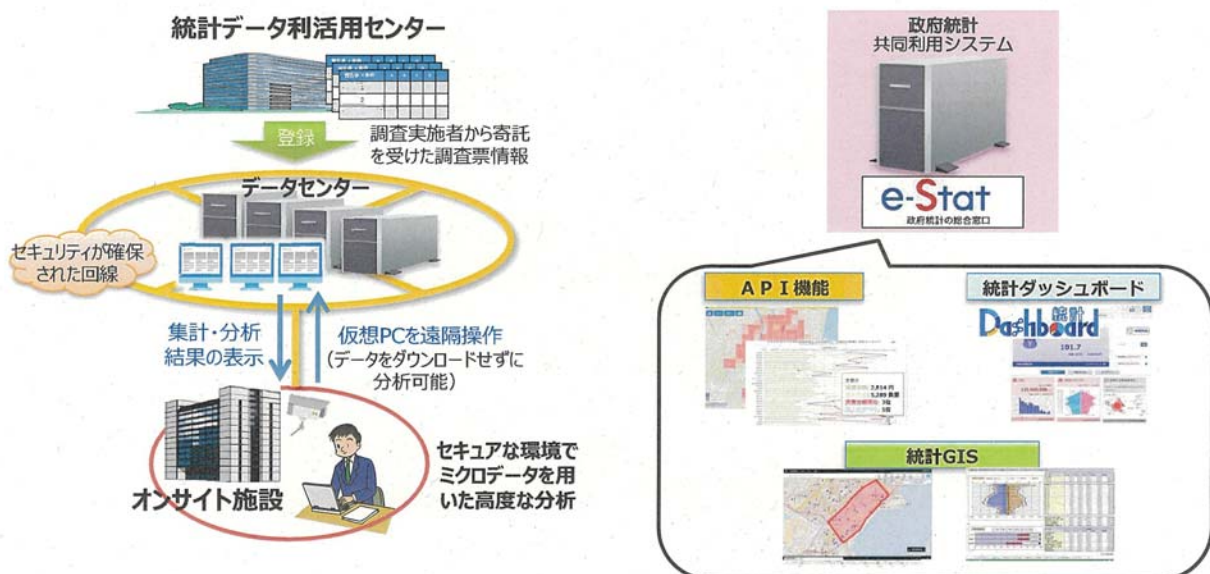
④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)  
(例)  
・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業  
・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設  
・食肉、農産物等の加工施設
- 令和3年度予算案 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)

(所管) 総務省

統計データの利活用の促進

セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とする環境(オンサイト施設)で調査票情報を提供するために必要なデータセンターを整備・運営し、社会全体における統計データの利活用を一層推進するとともに、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」において、利便性の高い方法により統計データの提供を図る  
【令和3年度予算(案):2.6億円】



(所管) 総務省

## 緊急消防援助隊の装備の充実（緊急消防援助隊設備整備費補助金）

【R3予算額(案)】 49.9億円(R2当初49.9億円)【R2補正 9.7億円(1次)】

### 【概要】

「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強させるため、車両・資機材等の整備を促進する。近年の災害の激甚化を踏まえ、大規模災害への消防の対応能力を強化する。

### 【イメージ図】



支援車II型



消防艇



令和2年7月豪雨

## 3 法務省

【参考・出典】 財務省「令和3年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

### 1 感染症拡大に対応するための体制強化

令和3年度 令和2年度  
**○感染症起因の問題を解決する総合法律支援の充実 321.0 億円(318.9 億円)**  
感染症の影響により、法的トラブル(労働問題・多重債務)増加が見込まれるところ、日本司法支援センター(法テラス)における民事法律扶助の利用増加への対応等を充実・強化。

令和3年度 令和2年度  
**○行政手続きのオンライン化・テレワーク等の推進 96.3 億円(75.5 億円)**  
登記関係手続きのオンライン化を推進するための機能開発や、行政機関間での登記情報の連携システム対応等を推進。

### 2 治安・テロ対策の強化

令和3年度 令和2年度  
**32.2 億円(29.1 億円)**  
コロナ禍で活発化する懸念国等に対して、経済安全保障関連情報の収集・分析体制の強化を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、テロ発生の未然防止体制を強化。

### 3 包摂的な社会の実現に向けた人権擁護活動

令和3年度 令和2年度  
**35.5 億円(35.2 億円)**  
感染症を始めとする様々な人権問題の解消に向けて、人権擁護活動を強化。

## 4所有者不明土地問題への対応及び地図整備事業の推進

- 令和3年度 令和2年度  
25.0 億円(11.6 億円)
- 所有者不明土地問題への対応
- 所有者を特定することが困難な土地等の利活用に向けて、相続登記が長期間未了となっている土地や表題部所有者が不明な土地について、法定相続人等に係る調査を実施するとともに、今後の相続登記を促進するための法定相続情報証明制度や遺言書保管制度を推進。

- 令和3年度 令和2年度  
48.8 億円(48.6 億円)
- 地図整備体制の推進
- 全国の都市部において、土地取引の活性化や公共事業の円滑化などを図るため、地方公共団体による筆界特定申請等を活用した登記所備付地図の整備を推進。

## 4 文部科学省

【参考・出典】財務省「令和3年度文教・科学技術予算のポイント」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

### 1 小中学校教育

令和2年度 令和3年度  
15,221 億円 ⇒ 15,164 億円

#### ○義務教育費国庫負担金

- ・小学校 35 人以下学級を令和3年度から5年かけて実現するため、合計 13,574 人の定数改善を措置するとともに、加配定数の一部を含む合理化減等(12,580 人)を活用。
- ・小学校2年生については、現在、加配措置により 35 人以下学級を行っているところ、令和3年度においては義務標準法の改正により小学校2年生を 35 人以下学級とし、加配措置から基礎定数になることによる増分(+744 人)を定数に反映。
- ・その他、少子化の進展による自然減(▲995 人)、加配定数の一部見直し等による減等(▲620 人)、平成 29 年の義務標準法の改正を踏まえた通級指導や日本語指導が必要な児童生徒の対応等に係る教員の基礎定数化(+397 人)により、差引で▲474 人の減。
- ・上記に加え、令和2年人事院勧告や教職員の若返り等の影響額を適切に反映することで、全体で対前年度比▲58 億円を措置。

令和2年度 令和3年度  
62 億円 ⇒ 90 億円

#### ○補習等のための指導員等派遣事業

- 学校における働き方改革を推進するため、補習授業対応等、教員の事務負担軽減のための学校教育活動を支援する学習指導員等を引き続き配置(8,000 人)するほか、スクール・サポート・スタッフの拡充(4,600 人→5,700 人)、中学校における部活動指導員の配置拡充(10,200 人→10,800 人)を行う。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症による長期休業等のため次年度に学習内容を繰り越したことによる影響等を踏まえた学習指導員等の追加配置(+3,000 人)及び学校における消毒作業など、感染症対策等による教員等の業務負担を軽減するためのスクール・サポート・スタッフの追加配置(+3,900 人)を行う。

令和2年度 令和3年度  
67 億円 ⇒ 70 億円

#### ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- いじめや不登校など、様々な課題を抱える児童生徒への支援に向けた相談体制を充実する観点から、
- ・スクールカウンセラーの配置について、引き続き全公立小中学校への配置(27,500 校)に加え、いじめ・不登校や貧困・虐待対策のための重点配置の拡充(2,900 校→3,600 校)及びスーパーバイザーの配置の拡充(67 人→90 人)を行う
  - ・スクールソーシャルワーカーについても、引き続き全中学校区への配置(10,000 人)に加え、いじめ・不登校や貧困・虐待対策のための重点配置の拡充(2,900 校→3,900 校)及びスーパーバイザーの配置の拡充(67 人→90 人)を行う
- こと等により、教育相談機能の強化を図る。



- 令和2年度 令和3年度  
19億円 ⇒ 24億円
- 切れ目ない支援体制整備充実事業  
看護師などの特別支援教育専門家の配置や、特別な支援を必要とする子供への就学前からの学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備等を行う自治体を支援する。特に、特別支援学校等に配置する医療的ケアのための看護師について、2,100人から2,400人に拡充する。

- 令和2年度 令和3年度  
0.2億円 ⇒ 22億円
- デジタル教科書普及促進事業  
児童生徒の学びの充実に資するよう、小・中学校等を対象として、デジタル教科書を提供し普及促進を図るとともに、デジタル教科書のクラウド配信に関するフィージビリティ検証及びデジタル教科書の使用による効果・影響の検証を実施する。

- 令和2年度 令和3年度  
2億円 ⇒ 7億円
- オンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等  
緊急時における「学びの保障」の観点から、パソコンやタブレットを用いて学校・家庭において学習やアセスメントができるオンライン学習システム(CBTシステム)を希望する全国の小・中・高等学校等で活用できるようにする。

- 令和2年度 令和3年度  
695億円 ⇒ 688億円
- 公立学校施設整備(災害復旧費除く)  
※この他、2年度補正予算第3号で1,305億円を計上  
安全・安心な教育環境を構築するため、学校施設整備を推進する。

## 2 幼児教育

- 令和2年度 令和3年度  
13億円 ⇒ 18億円
- 幼児教育実践の質向上総合プラン  
幼児教育の質の向上の重要性に鑑み、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化や、幼稚園等における人材確保・キャリアアップの促進、幼稚園のICT環境整備など幼児教育実践の質向上を総合的に支援する。

## 3 高校教育

- 令和2年度 令和3年度  
4,276億円 ⇒ 4,169億円
- 高等学校等就学支援金交付金等  
高校生等の授業料に充てるため、令和2年度に引き続き、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に高等学校等就学支援金を支給する。  
(参考)支給上限額  
年収590万円未満世帯:396,000円  
年収590万円以上910万円未満世帯:118,800円

- |            |              |                |
|------------|--------------|----------------|
|            | 令和2年度        | 令和3年度          |
| ○高校生等奨学給付金 | <b>136億円</b> | <b>⇒ 159億円</b> |
- 低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。令和3年度においては、非課税世帯第1子への給付額の拡充（+26,100円）及び非課税世帯第2子等への給付額の拡充（+12,000円）を行う。

## 4高等教育(大学等)

### (1)高等教育の無償化(修学支援新制度)※社会保障関係費として計上

- |                 |                |                  |
|-----------------|----------------|------------------|
|                 | 令和2年度          | 令和3年度            |
| ○授業料等減免及び給付型奨学金 | <b>4,882億円</b> | <b>⇒ 4,804億円</b> |
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用し、真に支援が必要な低所得世帯の大学生等に対し高等教育の無償化を実現するため、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を合わせて措置。  
 (授業料等減免:2,463億円、給付型奨学金:2,341億円、地方分も合わせて5,208億円)

### (2)私学助成

- |             |                |                  |
|-------------|----------------|------------------|
|             | 令和2年度          | 令和3年度            |
| ○私立大学等経常費補助 | <b>2,977億円</b> | <b>⇒ 2,975億円</b> |
- 一般補助及び特別補助について、教育の質の向上を促進する観点から、引き続きメリハリある資金配分を行う。
- |                   |                |                  |
|-------------------|----------------|------------------|
|                   | 令和2年度          | 令和3年度            |
| ○私立高等学校等経常費助成費等補助 | <b>1,017億円</b> | <b>⇒ 1,010億円</b> |
- 多様で特色ある教育を行う私立高等学校等に対して都道府県が行う助成に対する支援を行う。

#### <預かり保育推進事業(特別補助)>

- 待機児童の解消に向け、私立幼稚園の預かり保育を促進する観点から以下の見直しを実施
- ①補助要件における開設時間や開設日数について、現行より多い日時数となるよう見直し
  - ②実施時間に基づく補助単価について、長時間の預かり保育を実施する園へのインセンティブが働くよう、長時間実施園への傾斜を強化

## 5総合的なスポーツ施策の展開

- |            |       |                  |
|------------|-------|------------------|
|            | 令和2年度 | 令和3年度            |
| ○地域部活動推進事業 | -     | <b>⇒ 2億円(新規)</b> |
- 生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日における部活動の段階的な地域移行の全国展開を図るため、全国各地の拠点校・地域における実践研究等を実施して、その成果を広く情報発信する。

- 令和2年度 令和3年度  
**2億円 ⇒ 3億円**
- スポーツによる地域の価値向上プロジェクト**  
地域の交流人口の拡大及び地域・経済の活性化を図るため、スポーツと地域資源を融合させたコンテンツを活用したスポーツツーリズムを地域単位のモデル的な取組の実施と全国単位でのネットワーク構築等により推進する。

## 6文化庁予算のポイント

### (1)文化芸術の創造・発展と人材育成

- 令和2年度 令和3年度  
**67億円 ⇒ 71億円**
- 文化芸術による創造性豊かな子供の育成**  
※この他、2年度補正予算第3号で40億円を計上文化芸術により子供たちの豊かな感性や創造力等を育むため、小・中学校等において、実演芸術の巡回公演又は芸術家の派遣を行い、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。

### (2)文化財の確実な継承に向けた保存・活用の推進

- 令和2年度 令和3年度  
**395億円 ⇒ 386億円**
- 文化財の適切な修理等による継承・活用等**  
※この他、2年度補正予算第3号で75億円を計上  
国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品等）や史跡等を積極的に活用しながら次世代に確実に継承するため、適切な修理・整備や、防災・防火対策等に対する支援を行う。

### (3)文化発信を支える基盤の整備・充実

- 令和2年度 令和3年度  
**15億円 ⇒ 19億円**
- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業**  
博物館等の文化施設が文化観光拠点としての役割を果たせるよう、施設の機能強化に資する事業や、文化クラスターの形成等に資する事業を支援する。

## 5 厚生労働省

【参考・出典】 財務省 「令和3年度社会保障関係予算のポイント」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

### I. 令和3年度社会保障関係費の全体像

令和3年度の社会保障関係費は、いわゆる自然増(※)が 4,800 億円程度と見込まれる中、II. の毎年薬価改定の実現等の様々な改革努力を積み重ねることにより、令和2年度の社会保障関係費(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療費動向を踏まえ医療費にかかる国庫負担分を▲2,000 億円程度減少させたベース)と比較し、+3,500 億円程度となり、社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を着実に達成。

※ 医療費動向を踏まえた前年度の土台からの伸び。また、令和3年度の年金額改定率(現時点での物価上昇率の推計を基にした予算積算上の値)は±0%の見込みであり、予算上、消費税率引上げによる物価影響分+0.2%(+200 億円程度)を、別途、消費税増収分(公経済負担)で対応するため、上記自然増には、これを控除した物価影響分▲0.2%(▲200 億円程度)が反映されている。

### II. 毎年薬価改定の実現

毎年薬価改定の初年度である令和3年度薬価改定について、令和2年薬価調査に基づき、以下のとおり実施する。

改定の対象範囲については、国民負担軽減の観点からできる限り広くすることが適当である状況のもと、平均乖離率8%の0.5倍~0.75倍の間である0.625倍(乖離率5%)を超える、価格乖離の大きな品目を対象とする。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、令和2年薬価調査の平均乖離率が、同じく改定半年後に実施した平成30年薬価調査の平均乖離率を0.8%上回ったことを考慮し、これを「新型コロナウイルス感染症による影響」と見なした上で、「新型コロナウイルス感染症特例」として薬価の削減幅を0.8%分緩和する。

これらにより、薬剤費の削減▲4,315 億円(国費▲1,001 億円)を実現する。

### III. 令和3年度介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定

(介護報酬改定)

令和3年度介護報酬改定については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%(国費196 億円)とする。この中で、給付の適正化を行う一方で、感染症等への対応力強化やICT化の促進を行うなどメリハリのある対応を行う。

※上記+0.70%のうち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%(令和3年9月末まで)

(障害福祉サービス等報酬改定)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定については、福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえ、改定率は全体で+0.56%(国費 86 億円)とする。

※上記 0.56%のうち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05%(令和3年9月末まで)

## IV. 新型コロナウイルス感染症への対応

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年 12 月8日閣議決定)に基づき、いわゆる「15 か月予算」との考え方で、令和2年度第3次補正予算と一体として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策等に万全の対策を講じる。

### (1)感染症危機管理体制・保健所体制の整備

- |   |                   |
|---|-------------------|
| <b>①保健所の体制強化</b>  | <b>5.6 億円(新規)</b> |
| 都道府県を超えた緊急時の対応を可能とするため、自治体間の応援や関係学会・団体からの感染症の専門家の応援派遣を行うとともに、応援派遣を効果的に実施するため、都道府県において潜在保健師等の人材バンクを創設するなど、健康危機管理体制を強化。 |                   |

### (2)感染症対策のための診療報酬等の臨時的措置

- |   |                   |
|---|-------------------|
| <b>①小児の外来診療等に係る診療報酬上の特例措置</b>   | <b>216 億円(新規)</b> |
| 新型コロナウイルス感染症に対応するため、小児(6歳未満の乳幼児)の外来診療等について、初診料及び再診料等に一定の点数を加算する特例的な評価を一時的に実施(令和3年 10 月以降縮減し、年度末まで)。 |                   |
| <b>②一般診療等に係る診療報酬上の特例措置</b>  | <b>218 億円(新規)</b> |
| 新型コロナウイルス感染症に対応するため、一般診療等について、初診料及び再診料等に一定の点数を加算する特例的な評価を一時的に実施(令和3年9月末まで)。                         |                   |
| <b>③介護報酬改定における特例的な評価</b>  | <b>15 億円(再掲)</b>  |
| <b>④障害福祉サービス等報酬改定における特例的な評価</b>   | <b>8億円(再掲)</b>    |

### (3)その他

#### ①介護事業所等におけるサービス提供体制の継続支援及び感染防止対策

824 億円の内数(公費)〔地域医療介護総合確保基金(介護分)〕

感染者等が発生した介護事業所等において、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常  
のサービス提供時には想定されない費用等への支援や、感染防止対策のための介護施設の多  
床室の個室化、簡易陰圧装置の設置等について支援。

#### ②障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供体制の継続支援 12 億円(新規)

感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等において、必要なサービスを継続して提供で  
きるよう、通常サービス提供時には想定されない費用等について支援。

#### ③新型コロナウイルス感染症に対応する水際対策等の推進 207 億円(2年度:119 億円)

新型コロナウイルス感染症に対し、国内への感染者の流入を防ぎつつ、人の往来を可能とす  
る仕組みを構築するため、検疫における検査体制の確保を行うなど、水際対策を強化(強化分:  
91 億円)。

## V. 社会保障の充実

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方  
針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)等を踏まえ、令和元年 10 月の消費税率の引上げによる増収  
分を活用し、社会保障の充実を実施。

### (1)令和3年度における「社会保障の充実」

#### ①「新子育て安心プラン」に基づく保育の運営費等 223 億円(公費)(新規)

「新子育て安心プラン」に基づく保育の運営費等(3歳~5歳児相当分)について、令和3年度  
に限り、令和4年度から医療・介護分野において不妊治療の保険適用の財源として充当する予  
定の消費税増収分を1年間限りで一時的に活用。令和4年度以降については、児童手当(特例  
給付)の見直し等により、別途、安定的な財源を確保。(Ⅶ. 社会保障制度改革の着実な実行(1)  
全世代型社会保障改革の推進 参照)

#### ②小児の外来診療等に係る診療報酬上の特例措置 190 億円(公費)(再掲)

※令和3年9月末までの措置分

#### ③地域医療介護総合確保基金 医療:1,179 億円(2年度:1,194 億円、公費) 介護:824 億円(2年度:824 億円、公費)

医療では、地域医療構想の実現を図る観点から、病床削減や病院の統合に取り組む際の財  
政支援を行う病床機能再編支援制度について、法改正を行ったうえで基金事業として措置(195  
億円)。

既存の基金事業に対しては、予算執行調査の結果、必要性が乏しいと疑われる事業などが確

認されたことや繰越しが発生していることを反映。

介護では、介護人材の参入促進等を図るための多様な取組を支援し、新たに介護分野に就職するための支援金の貸付の創設や介護ロボット・ICT等の導入支援を行うほか、地域密着型サービス施設等の整備を推進。

- ④年金生活者支援給付金の支給** **5,220億円(2年度:4,908億円)**  
 高齢者・障害者等のうち、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者に対し、年金に上乗せして支給。令和2年の通常国会で成立した年金制度改正法による影響等を踏まえ、所要額を計上。

## (2)令和3年度における「新しい経済政策パッケージ」

- ①幼児教育・保育の無償化** **3,410億円(2年度:3,410億円)**  
 3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育所等の費用を無償化(令和元年10月～)。
- ②高等教育の無償化** **4,804億円(2年度:4,882億円)**  
 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用し、真に支援が必要な低所得世帯の大学生等に対し、高等教育の無償化を実現するため、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を合わせて措置。

## VI. その他各歳出分野における取組

### (1)医療

- ①特定健康診査・保健指導に必要な経費** **222億円(2年度:226億円)**  
 行政改革推進会議からの、費用対効果及び医療費適正化の観点からの事業効果にかかる指摘に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の医療費適正化効果がエビデンス上限定的であることを踏まえ、予算費目を医療費適正化推進費から、健康増進対策費に変更。  
 会計検査院の指摘を踏まえ、補助単価を見直し。

### (2)介護

- ①介護人材の確保施策の強化** **206億円の内数(2年度:124億円の内数、公費)**  
**【地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)】**  
**8億円(新規)【労働保険特別会計】**  
 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)における事業メニューとして以下のものを追加。

- ・公共職業訓練等の訓練修了者への返済免除付きの就職支援金貸付制度(貸付上限 20 万円、介護分野で2年間継続従事した場合に返済免除)
- ・福祉系高校入学者への返済免除付きの修学資金貸付制度(介護実習費年額3万円、就職準備金 20 万円等、介護分野で3年間継続従事した場合に返済免除)
- ・介護現場における多様な働き方導入モデル事業  
労働保険特別会計雇用勘定において実施する公共職業訓練や求職者支援訓練の中に介護の職場見学・職場体験を組み込むため、訓練委託費等を増額。

**②認知症関連施策の推進** **125 億円(2年度:125 億円)**

認知症の人への支援や認知症理解のための普及啓発、認知症医療拠点の整備、認知症研究の推進等を実施。また、新たに認知症の人とその家族に対する継続的な支援を行う伴走型の支援拠点の整備を支援。

**③介護ロボットの開発・普及の加速化** **5 億円(2年度:5 億円)**

労働力の制約が強まる中、介護現場の生産性向上を推進するため、相談窓口の設置、開発実証のアドバイス等を行うリビングラボの設置、介護現場における大規模実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積しながら、介護ロボットの開発・普及を加速化。

### (3)年金

**○年金国庫負担** **121,784 億円(2年度:120,324 億円)**

基礎年金国庫負担(2分の1)等について措置。

足元の物価等の状況を勘案し、令和3年度の年金額改定率を±0%と見込んで計上。

※令和3年度の実際の改定率は、令和2年の消費者物価指数が公表される令和3年1月下旬に確定。

### (4)子ども・子育て

**①総合的な子育て支援**

待機児童の解消に向けた「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿の整備を推進するとともに、保育士・保育現場の魅力向上等を通じた保育人材の確保、保育コンシェルジュの活用によるマッチングの促進等、地域の特性に応じた取組を支援。

**2,590 億円(2年度:2,485 億円)【一部年金特別会計】**

子ども・子育て支援に積極的な中小企業に対する支援策として、くるみん認定を活用して、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する助成事業を創設。

**2億円(新規)【年金特別会計】**



**②児童虐待防止対策・社会的養育の推進** **1,735 億円(2年度:1,731 億円)**

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成 31 年3月 19 日関係閣僚会議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和2年7月 17 日閣議決定)を踏まえ、児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進のための施策を実施。

- ・児童相談所等における専門人材の確保に関する取組を強化。
- ・障害児を養育する里親家庭の負担軽減など里親養育支援体制を強化。
- ・若年被害女性等への支援における医療機関との連携体制等を強化。

**③不妊症・不育症への総合的支援**

研究段階にある不育症検査のうち、保険外併用の仕組みで実施するものを対象に、検査に要する費用の助成事業を創設。 **12 億円(新規)**

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法に係る費用負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床情報等を収集し、妊孕性温存療法の研究を促進。

**11 億円(新規)**

不妊治療への支援拡充と併せて、医療機関等における里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を強化。 **8億円(2年度:2億円)**

不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい環境を整備し、実際に利用させた中小企業事業主を支援する助成金を創設。 **5億円(新規)【労働保険特別会計】**

**(5)障害者支援等**

**①地域生活支援事業等** **513 億円(2年度:505 億円)**

地方公共団体において、移動支援や意思疎通支援などの障害児・者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じて実施。

**②医療的ケア児への支援** **9億円(2年度:6億円)**

地域における医療的ケア児への支援体制を充実するため、医療的ケア児コーディネーターの配置を促進し、相談体制の整備等を図る。

- ※一部は上記の「地域生活支援事業等」及び「総合的な子育て支援」の内数。このほか、障害福祉サービス等報酬において医療的ケア児への支援を評価。

**(6)労働・雇用環境の充実**

**①雇用調整助成金の特例措置** **6,240 億円(2年度:35 億円)**

感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、引き続き、雇用調整助成金の特例措置により雇用を維持・確保。

※雇用調整助成金:6,117 億円【労働保険特別会計】(うち一般会計繰入 362 億円)

雇用保険被保険者以外の短時間労働者に係る助成(緊急雇用安定助成金):124 億円【一般会計】

**②在籍型出向の活用による雇用維持への支援** **537億円(新規)**  
出向元及び出向先への助成を一体とした助成金を創設。 **【労働保険特別会計】**

**③地域活性化雇用創造プロジェクト** **103億円(2年度:47億円)**  
業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組を支援。  
**【労働保険特別会計】**

**④感染症の影響による離職者を試行雇用する事業主への助成** **30億円(新規)**  
新型コロナウイルス感染症の影響による離職者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する方の早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対する助成制度を創設。  
**【労働保険特別会計】**

**⑤生産性向上、賃金引上げのための支援** **12億円(2年度:11億円)**  
最低賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への助成金を拡充。

**⑥男性の育児休業の取得促進** **67億円(2年度:65億円)**  
男性労働者が育児休業等を取得しやすい職場風土作りに取り組み、実際に育児休業等を取  
得させた事業主を助成。  
**【労働保険特別会計】**

**(7)水道施設の耐災害性強化等の推進** **395億円(2年度:395億円)**  
災害時等においても安定的に安全な給水を確保するため水道施設の耐災害性強化を推進すると  
ともに、水道事業体の運営基盤強化を図るため広域化への取組等を支援。

## **(8)その他**

**①生活困窮者等の自立支援の強化(住居確保給付金等)** **554億円(2年度:489億円)**  
生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する包括的な相談支援や就労支援等を実  
施するとともに、不安定居住者に対する支援を強化。  
離職等により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対し住居確保給付金を支給し、  
住まいの確保と就労自立を支援。新型コロナウイルス感染症対応の特例として、令和2年度中の  
新規申請者に限り支給期間を最長9か月から 12か月まで延長可能。

**②自殺総合対策の推進** **34億円(2年度:33億円)**  
地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援するとともに、SNS等の相談体制の強化  
し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を  
構築。

## Ⅶ. 社会保障制度改革の着実な実行

### (1) 全世代型社会保障改革の推進

#### (後期高齢者の自己負担割合の在り方)

○後期高齢者(75歳以上。現役並み所得者は除く)であっても課税所得が28万円以上(所得上位30%)かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上)の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とする。

○施行時期は、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年度(2022年度)後半で、政令で定める。長期頻回受診患者への配慮措置として、外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を最大でも3,000円に収まるような措置を導入する。

○上記について、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

#### (大病院への患者集中を防ぎかかりつけ医機能の強化を図るための定額負担の拡大)

○特定機能病院及び一般病床200床以上の地域医療支援病院に紹介状なしで外来受診した場合に定額負担(初診5,000円)を求めている制度について、地域の実情に応じて明確化される「紹介患者への外来を基本とする医療機関」のうち一般病床200床以上の病院に対象範囲を拡大するとともに、より外来機能の分化の実効性が上がるよう、保険給付の範囲から一定額(例:初診の場合、2,000円程度)を控除し、それと同額以上の定額負担を追加的に求める。

#### (待機児童の解消)

○待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、「新子育て安心プラン」を取りまとめる。具体的には、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

○「新子育て安心プラン」に基づき令和3年度から令和7年度に増加する保育の運営費等(1,440億円程度)については、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する。

#### (事業主拠出金制度の拡充)

○「新子育て安心プラン」に基づき令和3年度から令和7年度に増加する保育の運営費(0歳～2歳児相当分)に充てるため、事業主拠出金制度を拡充し、拠出金の追加拠出の上限を1,000億円とする。拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、令和3年度は、積立金を活用し、0.36%に据え置くこととする。また、0歳～2歳児に係る保育給付費総額に対する拠出金の充当割合の法定上限を6分の1から5分の1に引き上げる。

#### (児童手当の特例給付の見直し等)

○特例給付について、高所得の主たる生計維持者(年収1,200万円(注)以上の者)を対象外とする。施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年10月支給となる令和4

年6月分から実施する。これらのために、児童手当法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。

(注)子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合。

○「新子育て安心プラン」に基づき令和3年度から令和7年度に増加する保育の運営費等(3歳～5歳児相当分・公費440億円程度)については、児童手当の特例給付の見直しにより生じる財源を充てる(公費370億円程度)。これにより、「新子育て安心プラン」に必要な国費の安定財源を確保するとともに、地方負担の財源については、この見直し及び子ども・子育て支援法に規定する利用者支援事業の見直し(70億円程度)により生じる地方負担の減少により適切に確保する。なお、令和3年度に限り、消費税増収分を1年限りで一時的に活用する(V. 社会保障の充実(1)令和3年度における「社会保障の充実」参照)。

### (更なる改革の推進)

○現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」の考え方は、今後とも社会保障改革の基本である。今後も全世代型社会保障改革のフォローアップを行いつつ、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、総合的な検討を進め、更なる改革を推進する。

## (2)「改革工程表」等に沿った医療・介護制度改革の着実な実行

団塊の世代が後期高齢者となる令和4年度を見据え、以下の改革項目について早急に取り組み、具体的かつ明確な成案を得ることをはじめ、「新経済・財政再生計画改革工程表」等に基づき改革を着実に実行する。

### (医療)

○国民健康保険制度における、法定外繰入等の解消及び保険料水準統一に関する事項の国保運営方針の記載事項への位置づけや、国保制度の財政均衡を図るための在り方等について、実効性のある更なる措置を検討する。

○第4期の医療費適正化計画に向けて、地域医療構想の実現(病床機能の分化及び連携の推進等)や医療の効率的な提供の推進のための目標(後発医薬品の使用割合等)など、適正な医療を地域に広げるための計画における取組内容を見直すとともに、毎年度のPDCA管理を強化するため、医療費の見込みの改定や保険料算定に用いる医療費との照合など、医療費適正化計画の実効性を高める方策について、見直しに向けた検討を行う。

○国保連合会及び支払基金における医療費適正化にも資する取組を着実に推進するための業務の在り方や位置づけについて検討する。

○後期高齢者医療制度における一人当たり医療費の地域差縮減に寄与する都道府県及び知事の役割強化や在り方を検討する。

○医療扶助における適正化について、頻回受診の該当要件の検討を行うとともに、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、ガバナンス強化に向けた中期的な検討を行うほか、マイナンバーカードを用いた医療扶助のオンライン資格確認の実施に向け所要の措置を講じる。

○後発医薬品の使用を更に促進するため以下の取組を着実に進める。

- ・バイオシミラーに係る新たな目標の在り方を検討し結論を得る。
- ・「2020年9月までに後発医薬品使用割合を80%以上」の目標達成後の新たな目標について、これまでに分かってきた課題も踏まえつつ、その内容について検討する。
- ・後発医薬品も含めた、医薬品の適正使用に資するフォーミュラガイドラインを策定する。
- ・後発医薬品使用割合の見える化や公表を医療機関等の別に着目して拡大することを検討する。

#### (介護)

○地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、速やかに必要な対応を検討する。

○2020年度の関係審議会における審議結果を踏まえ、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目について、貸与ではなく販売とするなど、福祉用具貸与の在り方について、速やかに必要な対応を検討する。

## 6 農林水産省

【参考・出典】財務省「令和3年度農林水産関係予算のポイント」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

### 1 農林水産行政のDX(デジタル・トランスフォーメーション)

農林水産行政に関する補助金申請などの手続きを全てデジタル化し、農地の現地情報との統合も可能とする農林水産行政におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進。これにより、行政組織の効率化・働き方改革や補助金の申請事業者の負担軽減を図るとともに、将来的なフードサプライチェーン全体のデジタル化へつなげる。

	令和2年度	令和3年度
○農林水産省共通申請サービスによるDXの推進	7.2 億円	⇒ 38.9 億円
		2年度補正(第3号)
○デジタル改革による農林水産行政におけるDXの推進		62.2 億円

### 2 農業経営の生産性の向上・スマート化

農業経営の生産性向上に向け、農地の集積のみならず、まとまった形での集約を進めるべく、農地バンクを通じた農地集約へのインセンティブを拡充。

また、スマート農業の社会実装に向け、先端技術の生産現場での導入・実証を推進するとともに、農業農村整備事業において、スマート農業に適した基盤整備や、高収益作物に転換するための水田の畑地化・汎用化などを推進。

	令和2年度	令和3年度
○機構集積協力金交付事業	32.7 億円	⇒ 34.8 億円
○スマート農業総合推進対策事業	15.0 億円	⇒ 13.6 億円
○農業農村整備事業関係	4,433.1 億円の内数	⇒ 4,445.3 億円の内数
		2年度補正(第3号)
○スマート農業技術の開発・実証プロジェクト		62.0 億円
○農業農村整備事業関係		1,855.2 億円の内数

### 3 中山間地域等の課題への対応

少子高齢化・人口減少で中山間地域等が直面する農地保全を含む集落活動の低下等の課題に対応するために、食料自給力維持のための粗放的な農地利用の実証、農業等の収益性事業によるコミュニティ・サービスの維持に関するモデル事業等を支援。

	令和2年度	令和3年度
○多面的機能支払交付金	486.5 億円	⇒ 486.5 億円
○中山間地域等直接支払交付金	261.0 億円	⇒ 261.0 億円
○農山漁村振興交付金	98.1 億円	⇒ 98.1 億円
┌ 最適土地利用対策	—	⇒ 4.0 億円(皆増)
└ 次世代型コミュニティビジネスの展開	—	⇒ 2.0 億円(皆増)
○鳥獣被害防止総合対策交付金	100.1 億円	⇒ 110.0 億円
		2年度補正(第3号)
○鳥獣被害防止総合対策交付金		22.9 億円

### 4 グリーン社会の実現

カーボン・ニュートラル及びグリーン社会の実現に向けて、温室効果ガスの吸収源となる森林資源の適切な管理や木材製品の利用拡大を推進するとともに、更なる温室効果ガスの排出抑制・吸収に向けた農林技術開発を推進。

	令和2年度	令和3年度
○森林整備事業	1,222.6 億円	⇒ 1,248.0 億円
○木材産業・木造建築活性化対策	11.6 億円	⇒ 12.5 億円
○農林水産研究推進事業	22.9 億円の内数	⇒ 21.5 億円の内数
		2年度補正(第3号)
○森林整備事業		496.0 億円

### 5 新型コロナウイルス感染症拡大による影響への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている農林水産業の担い手に対する経営継続や労働力確保、農林水産物の販路の多様化等の支援や、引き続き厳しい状況にある飲食業の需要喚起等を実施。

	2年度補正(第3号)
○経営継続補助金	570.7 億円
○高収益作物次期作支援交付金	1,343.0 億円
○農業労働力確保緊急支援事業	15.3 億円
○国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業	250.0 億円
○Go To Eat キャンペーンの延長	515.0 億円

## 7 経済産業省

【参考・出典】 財務省「令和3年度予算のポイント 経済産業、環境、司法、警察係予算」  
[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

### 1 生産性向上支援等

- |   |                 |                   |
|---|-----------------|-------------------|
|   | 令和3年度           | 令和2年度             |
| <b>○戦略的基盤技術高度化・連携支援事業</b>   | <b>109.0 億円</b> | <b>(131.2 億円)</b> |
| <p>中小企業に対し、大学・公設試等と連携して研究開発等を行う場合に限定して支援を行うとともに、事業期間中の中間評価の結果を踏まえ、成果の期待できる取組に支援を重点化。また、最新の研究開発状況の発信を行い、中小企業に対し事業化の機会を提供。</p>            |                 |                   |
|   | 令和3年度           | 令和2年度             |
| <b>○ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業</b>   | <b>10.4 億円</b>  | <b>(10.1 億円)</b>  |
| <p>複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトについて、連携事業者数が多い取組や地域経済への波及効果が特に高い取組に重点化して支援を実施。</p>                |                 |                   |
|   | 令和3年度           | 令和2年度             |
| <b>○展示会等のイベント産業高度化推進事業</b>  | <b>3.3 億円</b>   | <b>(新規)</b>       |
| <p>ウィズコロナ下における展示会等のイベント産業の新たなビジネスモデルの構築に向けた取組について、デジタル技術を活用したオンライン展示会等のイベントの実証事業を実施。また、新たな取組を行う中小規模展示会に関する費用の一部を補助。</p>                 |                 |                   |
|   | 令和3年度           | 令和2年度             |
| <b>○地域未来デジタル・人材投資促進事業</b>   | <b>11.7 億円</b>  | <b>(新規)</b>       |
| <p>地域未来牽引企業等と IT 企業等による新事業実証と事例普及を支援。また、地域未来牽引企業等の経営のデジタル化等を支援して優良事例を横展開し、地域経済のデジタル化を加速。</p>  |                 |                   |
|   | 令和3年度           | 令和2年度             |
| <b>○小規模事業者対策推進等事業</b>   | <b>53.2 億円</b>  | <b>(59.2 億円)</b>  |
| <b>○小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)</b>   | <b>40.0 億円</b>  | <b>(42.5 億円)</b>  |
| <p>商工会・商工会議所による小規模事業者に対する経営指導等の伴走型支援や、制度改革に対応するため小規模事業者へ専門家派遣等による支援等を実施。また、商工会・商工会議所等の経営指導を受けた小規模事業者に対して日本政策金融公庫が無担保・無保証による低利融資を実施。</p> |                 |                   |



## 2 中小企業の担い手の確保

- 令和3年度 令和2年度
- 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業 **95.0 億円 (75.1 億円)**  
 (うち事業承継総合支援事業関連)47.0 億円 (27.1 億円)

各都道府県の「中小企業再生支援協議会」において、窓口相談や中小企業の再生計画の策定支援を行うとともに、第三者承継支援を行う「事業引継ぎ支援センター」に、親族内承継支援を行う「事業承継ネットワーク」を統合し、事業承継支援のワンストップ対応窓口を整備。

- 令和3年度 令和2年度
- 事業承継・世代交代集中支援事業(事業承継・引継ぎ補助金) **16.2 億円 (新規)**

中小企業の経営資源引継ぎや事業再編を後押しし、事業承継・引継ぎ後の後継者が行う新たな取組を支援するため、事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の費用や、事業引継ぎ時の士業等の専門家の活用費用を補助。

(注) 中小企業再生支援事業及び事業承継・事業引継ぎ推進事業 【2 補正③】86.6 億円

「中小企業再生支援協議会」及び「事業引継ぎ支援センター」の体制を整備拡充し、中小企業の再生計画の策定支援の強化、事業引継ぎを検討している中小企業への相談対応やマッチング支援を行うとともに、「事業承継・引継ぎ補助金」を措置し、事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓等の費用や、事業引継ぎ時の士業等の専門家の活用費用を補助。

- 令和3年度 令和2年度
- 中小企業・小規模事業者人材対策事業 **10.5 億円 (11.7 億円)**

中小企業における多様な人材(兼業・副業、氷河期世代、女性、高齢者等)の一層の確保、中小企業の海外展開の進展等に目標を設定し、人材確保のためのセミナーや海外で活躍可能な人材育成のための研修等を実施。

## 3 省エネルギー関連予算

- 令和3年度 令和2年度
- 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 **325.0 億円 (459.5 億円の内数)**
- 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 **83.9 億円 (459.5 億円の内数)**

産業・業務部門における省エネ取組の推進に向けて、工場・事業場における先進的な省エネ設備等への更新費用を支援。また、現行の ZEH/ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)よりも先進的なモデルや、高性能断熱建材といった次世代省エネ建材の実証を支援。

(注) 産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業 【2 補正③】46.5 億円

- 令和3年度 令和2年度
- クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 **155.0 億円 (130.0 億円)**

クリーンエネルギー自動車の市場確立に向けて、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)等の車両購入費用の一部を補助。

(注) 災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 【2 補正③】37.0 億円

災害時にも非常用電源として活用ができる電気自動車等と充放電設備等を同時に購入する者を対象に支援。

○脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進事業

令和3年度 令和2年度  
80.0 億円 (80.0 億円)

革新的な省エネルギー技術について、シーズ発掘から事業化までを支援。また、未利用熱エネルギーの革新的な活用技術の研究開発を実施。

令和3年度 令和2年度

○カーボンニュートラル実現に向けたトランジション推進のための利子補給事業 2.0 億円 (新規)

事業者が、カーボンニュートラルの実現に向けた野心的な目標を掲げ、10 年以上の長期的な事業計画を実現するため、成果連動型の低利融資制度を創設し、トランジションの取組を支援。

(注) 予算額 2.0 億円のうち、システム整備費 1.0 億円は一般会計で計上。

## 4再生可能エネルギー関連予算等

令和3年度 令和2年度

○洋上風力発電等の導入拡大に向けた研究開発事業 82.8 億円 (76.5 億円)

洋上風力発電の導入拡大に向けて、洋上風力発電事業を行うために必要な海域調査を行うとともに、低廉かつ強靱なエネルギー供給体制を構築するための技術開発・実証を実施。

令和3年度 令和2年度

○電気自動車用革新型蓄電池技術開発 23.8 億円 (新規)

産学連携・企業間連携の研究開発体制を構築し、コスト・性能の両面でリチウムイオン電池を凌駕する革新型蓄電池の研究開発を実施。

○水素社会実現に向けた革新的燃料電池技術等の活用のための技術開発事業

令和3年度 令和2年度  
66.7 億円 (52.5 億円)

水素利用の飛躍的拡大に向けて、高効率・高耐久・低コストの燃料電池システムや移動体用水素タンク等の実現のための技術開発を実施。

令和3年度 令和2年度

○カーボンリサイクル・次世代火力発電の技術開発事業 161.5 億円 (155.0 億円)

火力発電の高効率化・低炭素化に向けたアンモニア混焼等の技術開発を実施するとともに、火力発電所から回収した二酸化炭素を再利用するためのカーボンリサイクル技術開発を実施。

○化石燃料のゼロ・エミッション化に向けたバイオジェット燃料・燃料アンモニア生産・利用技術開発事業

令和3年度 令和2年度  
51.0 億円 (45.0 億円)

化石燃料由来の二酸化炭素排出量を削減するため、航空分野におけるバイオジェット燃料や産業分野における燃料アンモニアの製造・利用に向けた技術開発を実施。

## 8 国土交通省

【参考・出典】財務省「令和3年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

### 1.ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の推進

#### (1)様々な自然災害に対する防災・減災機能の強化

- 令和2年度      令和3年度
- ①防災・安全交付金による「流域治水」の推進 **防災・安全交付金 7,847億円 ⇒ 8,540億円**  
 官民連携による「流域治水」を進めるため、地方公共団体の取組みを支援する防災・安全交付金を増額した上で、流域治水関連施策の推進に3,000億円程度を優先的に配分する運用を新たに行う。

- 令和2年度      令和3年度
- ②市街地浸水対策の強化(個別補助事業の拡充) **245億円 ⇒ 394億円**  
 ・集中豪雨等による内水氾濫等の被害軽減に向け、地方公共団体や民間事業者への雨水貯留浸透施設の整備補助を拡充。(特定洪水対策等推進事業費補助等)

・内水浸水に対処する雨水管等の雨水処理施設の整備の加速化のため、雨水に係る下水道の個別補助を増額。(下水道防災事業費補助)

- 13億円(皆増)
- ③津波対策緊急事業(個別補助事業の新設) **13億円(皆増)**  
 ・大規模地震の発生リスクが高く、津波到達までの時間が短い一定の海岸地域について、海岸堤防の嵩上げ等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を計画的かつ集中的に実施するための個別補助制度を創設。

#### (3)その他災害時の機動的対応に向けた体制の構築

- ①災害公営住宅に代わるセーフティネット住宅等の活用促進  
 ・民間賃貸住宅を活用した被災者の住まいの確保を推進するため、災害公営住宅の代替としてセーフティネット住宅に入居する場合、家賃低廉化支援の補助限度額等を災害公営住宅と同程度まで拡充。
- ・併せて、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の建設に対する国庫補助に関し、  
 I)地方公共団体からサ高住に対し、応急仮設住宅又は福祉避難所としての利用につき要請

があった際は、協定締結等の協議に応じること

- II) 特段の事情がある場合を除き、地方公共団体と協議の上、要配慮者(原則としてサ高住入居資格を有する者)を受入れることを要件化(既設のサ高住に対しても、事業者に要請通知を実施)。

- ②地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(個別補助事業の新設) 140億円(皆増)**  
 ・大規模災害に伴う帰宅困難者や水害時の避難者等を地方公共団体との協定の下で一時的に受け入れる施設の整備を、大規模建築物の耐震化と併せて重点的に支援するための個別補助制度を創設。

## 2.インフラの人口一人当たり維持更新コストの増加抑制

### (1)個別施設計画に基づくインフラ老朽化対策の推進

・以下の地方公共団体向け支援について、施設の集約・撤去などインフラの維持・更新コストの縮減に向けた具体的な方針を個別施設計画に記載することを要件化。

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ①道路(道路メンテナンス事業費補助) | 2,223億円 ⇒ 2,223億円 |
| ②河川(大規模更新河川事業)     | 14億円 ⇒ 15億円       |
| ③港湾(港湾改修費補助)       | 12億円 ⇒ 12億円       |

(注)上記のほか、防災・安全交付金における河川・海岸・港湾に係る老朽化対策において同様の要件化を実施。

### (2)新技術等を活用した効果的なインフラ老朽化対策の推進

・以下の地方公共団体向け支援について、コスト縮減効果の高い新技術等の採用を予定している事業の優先採択や交付金の重点配分対象とする仕組みを導入。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ①道路(道路メンテナンス事業費補助) | 2,223億円⇒2,223億円 |
| ②港湾(港湾改修費補助)       | 12億円⇒12億円       |

(注)上記のほか、防災・安全交付金における河川・海岸・港湾に係る老朽化対策において重点配分の仕組みを導入。

### (3)都市インフラの更新における都市計画税の活用

・市町村が、都市計画税を活用して立地適正化計画に位置付けられた都市計画施設の改修事業を実施する場合、当該計画の区域で実施される事業を、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金や関連する補助事業(都市構造再編集中支援事業(700億円)等)において重点的に支援。

### 3.人口減少に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの推進

#### (1)交通需要マネジメントの導入促進

・自家用車利用から歩行者・公共交通への転換を促進するため、自家用車の乗り入れ抑制につながる取組と併せたまちづくりを実施する場合、社会資本整備総合交付金や関連する補助事業(都市構造再編集中支援事業(700億円)、都市・地域交通戦略推進事業(9億円))において重点的に支援。

・社会資本整備総合交付金の道路事業において、立地適正化計画に位置付けられる歩行者利便増進道路の整備を重点配分対象とする。

#### (2)空きビル等の既存ストックの有効活用

・都市機能誘導施設等の整備への支援にあたり、整備予定地区周辺における空きビル等の既存ストックの有効活用を検討することを、社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(コンパクトシティ支援型))および関連する補助事業(都市構造再編集中支援事業(700億円))において要件化。

#### (3)農地転用を伴う宅地拡大の一因にもなっているスプロール開発の抑制

・市街化調整区域内でのスプロール的な開発を抑制するため、市街化区域に隣接・近接した区域で自治体が特例的な開発を許可する際に、対象区域を明確化しないなど不適切な開発許可の運用を行っていた場合、当該自治体を都市構造再編集中支援事業(700億円)の対象外とする旨、令和2年度に制度化。

・制度の運用をより厳格化すべく、開発許可制度としても、当該区域を条例において図面等で明確化させることとする旨、令和3年度までに自治体に通知予定。

### 4.生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備

#### (1)国際コンテナ戦略港湾等の機能向上

令和2年度 令和3年度  
528億円 ⇒ 540億円

・国際コンテナ戦略港湾(京浜港・阪神港)について、

- I)国土交通省が設置する国際コンテナ戦略港湾政策推進ワーキンググループにおいて、国際コンテナ戦略港湾政策の政策効果等を毎年度検証し、その枠組みの中で、ハードの整備を引き続き推進するとともに、
- II)既存ストックを最大限活用する観点から、AIの活用等による港湾物流の生産性向上に重点化。

令和2年度 令和3年度

**(2)港湾関連データ連携基盤の整備**

4億円 ⇒ 13億円

・民間事業者間の港湾物流手続を電子化するデータ連携基盤を令和3年度に運用開始。併せて、港湾の物流・管理・インフラのデータを連携させるための基盤整備を進め、効率的な物流体系の構築や戦略的な港湾整備・企業立地への活用を図る。

**5.効率的なインフラの整備に向けた取組**

**(1)下水道等における維持管理情報のデジタル化・PPP/PFI 活用の加速化**

・下水道事業が、農業集落排水等とも連携し、維持管理情報のデジタル化・統合化を進め、PPP/PFI、運営の広域化を加速するため、下水道施設及び農業・漁業集落排水等の施設において一体的に実施される計画の策定経費等を、下水道地域活力向上計画策定事業(社会資本整備総合交付金)の支援対象に追加。

**(2)産地・港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進**

令和2年度 令和3年度

18億円 ⇒ 27億円

・農林水産物・食品の輸出に資する岸壁や荷捌き地の整備予算を増額するとともに、民間の生産関係者と港湾関係者が連携して策定する計画を農林水産省及び国土交通省が共同して認定した場合に、冷蔵コンテナの電源装置等を支援対象に追加。

**6.新型コロナウイルス感染症により影響を受けている産業への対応**

**(1)「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」の推進**

令和2年度 令和3年度

一般財源 170億円 ⇒ 148億円

観光財源 540億円 ⇒ 300億円

令和2年度第3次補正予算 650億円

(注1)このほか、GoTo トラベル事業について、予備費 3,119 億円、令和2年度第3次補正予算 10,311 億円を措置

(注2)上記観光財源には、皇室費計上予算(三の丸尚蔵館の整備)を含む。

・Go To トラベル事業を延長することで日本人国内旅行の需要を強力に喚起。

・「インバウンド消費 2030 年 15 兆円目標」の達成に向け、国際観光旅客税収の活用により自然・文化を生かした高付加価値なコンテンツの創出やホテル・旅館のサービス向上を加速するとともに、ワーケーション、顔認証での決済の活用等の「観光 DX」を推進。

## (2)地域公共交通の維持と活性化(地域公共交通確保維持改善事業等)

3年度当初予算 204億円 ⇒ 206億円

2年度3次補正 305億円(うち観光庁計上 155億円)

・乗客管理への ICT 導入による運行ダイヤの最適化等の運行効率化や、鉄道・バス・デマンド交通等の異なる交通モードが連携した路線の再編、宿泊事業者と連携した観光需要の取り込みなど、生産性向上や経営の持続可能性の確保に取り組む事業者などを重点的・集中的に支援。

・地域バスの運行費支援について、改正法に基づく地域公共交通計画の早期策定に取り組み、経営効率や公的負担等を KPI として設定する地域の補助路線に対して重点的に配分。

## 7.安全・安心の確保

### (1)子育て世帯向け住宅等の住まい環境整備の促進

・健康増進、多世代交流等を考慮した先導的な住環境整備に係る「人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業」(スマートウェルネス住宅等推進事業 230 億円の内数)の対象に、子育て世帯向け住宅(子育て支援施設、ひとり親向けシェアハウス、IoT 等による子供の見守り、子ども食堂など)を追加。

## 9 環境省

【参考・出典】財務省「令和3年度予算のポイント 経済産業、環境、司法・警察係予算」

[https://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html](https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2021/seifuan2021/index.html)

### 1. エネルギー対策予算

#### (1) 地域の状況に応じた再エネ等の自立・分散型エネルギーの導入

- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等  
導入推進事業

令和3年度 令和2年度  
50.0 億円（新規）

地域防災計画に災害時の避難施設等として位置付けられた公共施設について、災害時にもエネルギー供給等を可能とするため、再生可能エネルギー設備等の導入を支援。【2 補正③】55.0 億円

- 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業

令和3年度 令和2年度  
80.0 億円（80.0 億円）

台風等の大規模災害による停電発生時にもエネルギー供給が可能な地域づくりを進めるため、再生可能エネルギー設備、蓄電設備、自営線等を組み合わせた面的なエネルギーシステム構築等を支援。【2 補正③】40.0 億円

- PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業

令和3年度 令和2年度  
50.0 億円（40.0 億円）

オンサイトPPAモデル(Power Purchase Agreement。自家消費型の太陽光パネル等を設置する場所を提供し、当該電力を利用する需要家(企業等)と発電事業者間で直接結ぶ電力の販売契約形態)等の新手法による再生可能エネルギー設備・蓄電池導入を支援し、価格低減を図りつつ、地域の再エネ主力化を推進。【2 補正③】80.0 億円

- ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業、再エネの最大限導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業

令和3年度 令和2年度  
20.0 億円（新規）

地方自治体が活用できる気候変動対策に関する基礎情報・ツールを整備するとともに、地方自治体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定等を支援。

【2 補正③】25.0 億円



- 令和3年度 令和2年度
- 浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業** **4.0億円(5.0億円)**
- 行政事業レビューにおける指摘を踏まえて抜本的に見直しを行ったうえで、深い海域の多い日本において導入ポテンシャルが大きく、台風等にも強い浮体式洋上風力発電の普及に向け、エネルギーの地産地消を目指す地域における事業性の検証等を実施。

## (2)脱炭素イノベーションの推進

- 令和3年度 令和2年度
- 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業** **65.8億円(35.8億円)**
- 化石燃料由来ではなく再エネ等の多様な地域資源由来の水素について、生成・貯蔵・運搬・利活用まで含めたサプライチェーン構築のための実証事業を行うとともに、水素活用による運輸部門等の脱炭素化を支援。

- 令和3年度 令和2年度
- CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業** **80.0億円(75.0億円)**
- CO<sub>2</sub>回収・有効利用・貯留(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage:CCUS)の早期社会実装のため、商用化規模におけるCO<sub>2</sub>分離回収・有効利用技術等の確立とともに、実用展開に向けた実証拠点・サプライチェーンを構築。

- 令和3年度 令和2年度
- CO<sub>2</sub>排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業** **66.0億円(65.0億円)**
- 将来の地球温暖化対策強化につながり、CO<sub>2</sub>削減効果が相対的に大きい技術の開発・実証を政策的に進め、早期の実用化を図ることでCO<sub>2</sub>排出量の大幅な削減を推進。

- 令和3年度 令和2年度
- 革新的な省CO<sub>2</sub>型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業** **18.0億円(新規)**
- 殺菌力が強い深紫外線を発するLEDなど、衛生環境向上に資する革新的省CO<sub>2</sub>技術等の検証・実用加速化等を実施。 【2補正③】10.0億円

## (3)脱炭素型のプラスチック資源循環高度化

- 令和3年度 令和2年度
- 脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業** **43.0億円(新規)**
- 脱炭素化を図りつつ、国内における資源循環高度化を推進するため、省CO<sub>2</sub>型のプラスチック高度リサイクル設備や、従来の化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材(バイオマス・生分解プラスチック、セルロース等)の製造設備等の導入を支援。 【2補正③】76.0億円

## 2.公共事業関係費

- |   |                 |                   |
|---|-----------------|-------------------|
|   | 令和3年度           | 令和2年度             |
| ○一般廃棄物処理施設の整備   | <b>270.8 億円</b> | <b>(272.8 億円)</b> |
| 一般廃棄物処理施設について広域化・集約化を図りつつ、エネ特等も活用し、平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した施設の老朽化による更新需要に対応。【2 補正③】464.7 億円 |                 |                   |

- |  |                |                  |
|--|----------------|------------------|
|  | 令和3年度          | 令和2年度            |
| ○自然公園等事業費  | <b>71.9 億円</b> | <b>(72.1 億円)</b> |
| 老朽化した自然公園等施設について、利用施設の整備を行うとともに、緊急避難場所の改修による防災機能の強化等を実施。合わせて、国際観光旅客税も活用しつつ、国立公園満喫プロジェクト等として、自然を満喫するアクティビティの充実、入域料等の国立公園の利用者負担の仕組みづくりの推進等により、国立公園の保護と利用の好循環を創出。【2 補正③】81.5 億円 |                |                  |

## 3.科学技術振興費・その他経費

- |   |               |                 |
|---|---------------|-----------------|
|   | 令和3年度         | 令和2年度           |
| ○海洋プラスチックごみ総合対策費  | <b>2.3 億円</b> | <b>(2.1 億円)</b> |
| 令和元年6月のG20 大阪サミットで合意された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を 2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、国際枠組に基づく取組を推進するとともに、海洋プラスチックごみの排出実態等に関する科学的知見を強化。 |               |                 |

- |  |               |                 |
|--|---------------|-----------------|
|  | 令和3年度         | 令和2年度           |
| ○アスベスト飛散防止総合対策費  | <b>2.0 億円</b> | <b>(1.6 億円)</b> |
| 大気汚染防止法が令和2年5月に改正され、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け等がなされることを踏まえ、石綿含有建材(いわゆるレベル3建材)を除去する際の石綿の飛散防止、電子報告システムの構築等の更なる石綿飛散防止対策を適切に実施。 |               |                 |

## 第3部 団体からの要望等

### 1 令和3年度予算編成及び地方財政対策について (令和2年12月14日地方六団体)

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響で依然として厳しい状況にあり、今後の地方財政運営は相当厳しいものになることが想定される。

地方はこれまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきた。

加えてこれからは、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、人口減少の中で地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで地方創生を実現するとともに、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりや次世代を担う「人づくり」などの本来的な課題の解消についても、手を止めることなく進めていく必要がある。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- 新型コロナウイルス感染症に関する取組
- 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の  
一般財源総額の確保・充実
- 地方創生の推進
- デジタル化の推進
- 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり
- 持続可能な社会保障の基盤づくり
- 次世代を担う「人づくり」
- 地方分権改革の着実な推進

**□ 新型コロナウイルス感染症に関する取組**

- 今後の感染拡大に備えた検査体制・医療提供体制の強化や感染防止対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢、感染状況等に即して、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用や第3次補正予算編成を含む追加の経済対策を講じるとともに、令和3年度以降も継続した予算措置を講じるなど、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心を一つに、全力を傾注すること。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、例えば、現時点で既に、全ての都道府県で臨時交付金の活用見込額が交付限度額を超えているなど、大幅な不足が見込まれることから、地方の取組を強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。
- この度の感染拡大を受けて、国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに「協力要請推進枠」を創設し、感染防止対策に協力する事業者等への「協力金」の支払等に対し財政支援を行うこととされた。今後、全国的な感染拡大地域の広がりとともに、当該地域での外出・営業制限の必要性が高まってくると考えられ、協力要請の対象地域の増加も想定されることから、引き続き地方が円滑に感染防止対策を遂行できるよう、必要に応じ予備費を活用する等、切れ目のない財源措置を行うとともに、対象エリアの認定基準の明確化や交付限度額の弾力化、地方負担への財政措置等を検討すること。また、事業者等への協力要請の実効性を担保するため、営業停止処分や店名公表等、罰則等の関係法への規定について、引き続き検討を進めること。
- 各地域において感染が拡大している状況を踏まえ、増大する医療・検査を賄うため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の総額を増額するとともに、交付上限額の見直しや手続の簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への用途拡充、一般の入院協力医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。特に、年度途中における事業費の増大に対応するため、交付金の予算流用が柔軟にできるような事業区分の追加・見直しや事務の簡素化、予算の迅速な追

加交付、さらには予算の繰越処理など、年度末にかけて事務処理が滞ることのないよう柔軟な対応を行うこと。

- 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れている医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。あわせて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなどの支援を行うこと。
- 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など地方団体が必要となる財源について積極的に措置すること。
- 感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するため、国における第3次補正予算編成や、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付金を新たに創設するなど、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講じること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれることから、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補填債の対象に追加すること。
- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、国は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。あわせて、ワクチ

ンの有効性及び安全性等について地方はもとより国民にも情報提供すること。また、ワクチン接種に向けて、現場に混乱が生じないように、国の責任において、詳細な接種体制を早急に示すこと。さらに、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

- クラスター事例について国と地方との情報共有を図るとともに、看護師やクラスター専門人材の派遣を国も中心的な役割を担って行うなど、各地のクラスター発生の予防・収束に向けた万全の対策を講じること。
- G o T o キャンペーン事業については、感染拡大防止と社会経済活動の引き上げの両立に大きく寄与してきており、継続的な消費喚起対策として、実施期間の延長等、柔軟に対応すること。ただし、新型コロナウイルス感染症対策分科会からも、感染状況がステージⅢ相当となった場合には対象地域からの除外も検討するよう提言されていることを踏まえ、G o T o トラベル事業については、一時停止する地域を限定する選択肢を認めるとともに、出発地の限定も含めて国としての具体的な仕組みを早急に明らかにした上で、国と協力し各都道府県が地域の感染状況をステージⅢ相当と判断した場合には対象地域から除外する等、機動的な対応を行うこと。あわせて、事業中止に伴うキャンセル料を国が負担するほか、事業者及び利用者の混乱回避に向けた対策を講じること。また、G o T o E a t 事業については、クーポン販売停止やポイントの取扱いのあり方、対象期限などについて国として早急に具体的な取扱いを明示することとし、事業者及び利用者に対し、会食時のマスク着用、手指消毒等、「会食エチケット」の徹底を国においても強力に広報・啓発するとともに、利用人数の制限については、各都道府県において感染状況等の地域の実情に応じて柔軟に適用できるようにすること。なお、ステージⅢの運用・判断について一層の明確化を図るとともに、国として責任を持って全国を通じたアクセル・ブレーキの切り替えをそれぞれの地域の実情を踏まえて判断し、適切かつ機動的に行うこと。また、対象地域の除外や事業の中止を行った場合は、事業期間の延長等、制度の柔軟な運用を併せて検討すること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を強く受ける中小企業・小規模事業者、農林漁業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資や政府系金融機関等による特別貸付の実施期間の延長、また、無利子期間

延長、保証料補助要件の緩和など、更なる資金繰り支援を強化すること。  
また、中小企業等の事業継続を強力に推進するため、持続化給付金の複数回給付や期間延長など、十分な支援を行うこと。さらに、光熱費や社会保険料などの事業用固定費についても負担軽減に係る制度を創設すること。

- 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、今後成長が見込まれる分野等で雇用を創出するとともに、当該分野及び人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講じること。また、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、雇用調整助成金等の特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

#### **□ 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実**

- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において示された新たな経済・財政再生計画に基づき、地方が責任をもって、感染症の拡大防止対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保・充実すること。
- 地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- 令和3年度の地方財政計画においても、令和2年度地方財政計画において創設された「地域社会再生事業費」を含め、地方が責任をもって感染症対策や地域経済活性化等の取組を実施するために必要な歳出を確実に計上すること。
- 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきで

あり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。また、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、あわせて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、引き続き着実に実施するとされている「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に記載のとおり、国庫補助金等については、地方の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等について実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。
- 令和2年度で交付期限を迎える電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）を法律に基づく恒久的な制度とするとともに、交付単価を平成22年度水準以上に引き上げること。

#### **□ 地方創生の推進**

- 地方創生の深化に向け切れ目ない取組を進めるため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方の意見を十分に反映しながら、Society 5.0の実現やSDGs達成に向けた取組、また、外国人材の受入れなど、社会変化を見据えた戦略の着実な推進を図ること。
- 農山漁村が持つ国土の保全などの重要な公益的機能を国民共有の財産として維持・再生するため、都市と農山漁村が共生する社会の実現を図り、都市住民や若者を中心に高まりつつある「田園回帰」の動きを一層促進するとともに、移住・定住以外の地域と多様に関わる「関係人口」の拡大への支援をさらに充実すること。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、大都市部への過度な人口集中に伴うリスクが再認識された。都市から地方への新たな人の流れを大きなものにするため、デジタルトランスフォーメーションを推進し、テレワークやワーケーション、移住・就業だけでなく、副業・兼業も含めた多様な働き方を積極的に推進するとともに、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に取り組むこと。
- 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的



かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。また、その算定が「取組の必要度」から「取組の成果」に段階的にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体において、地方創生の目的を達成するには長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

- 地方創生の実現に向け、地方の主体的かつ継続的な取組を支援するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」については、地方創生の更なる全国展開に向け、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充、地域再生計画の認定及び交付に係る申請手続の簡素化など、地方の意見等を十分に踏まえ、更なる制度の拡充やより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。
- U I J ターンによる起業・就業者創出のための「移住・起業支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による支援金の対象者が在住する東京 23 区等での周知・広報の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情も踏まえ、更なる制度の拡充や運用の弾力化を検討すること。
- 令和 3 年 3 月末日をもって期限切れとなる過疎地域自立促進特別措置法については、これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興が図られるよう、現行法に引き続き、総合的な過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。
- 地方創生に不可欠な高速道路等のミッシングリンク解消、暫定 2 車線区間の 4 車線化等を行うための財源確保、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げなど、「地方創生回廊」を早期に構築すること。また、地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保及び充実のため、関係する法規制の横断的な見直し及び地方への支援を行うこと。
- ゼロカーボン社会実現に向けた取組の一環として、将来の人口構造等を見据えたエネルギーの自立分散化、グリーンインフラの整備、スマートムーブ（カーシェアリング、EV、FCV、公共交通、自転車活用）の推進など、国民の利便性だけでなくエネルギーの効率化、ひいては防災・減災にもつながるインフラ整備を推進すること。

- 中枢中核都市について、「ミニ一極集中」となり、周辺市町村が疲弊することのないよう留意すること。
- 文化芸術の社会的意義について国民的理解の醸成を図るとともに、世界文化遺産や日本遺産をはじめ地域における文化財の付加価値を高め保存と活用の好循環を創出する取組や、伝統芸能など地域文化の次世代の「担い手」「支え手」の育成、様々な文化資源を生かした「まちづくり」などの取組に対する支援を拡充すること。
- 将来的なインバウンド需要の復活をはじめとした観光の活性化にあたり、水際対策の徹底などの環境整備はもとより、国内観光も含めた今後の具体的な対策や工程を明らかにするとともに、地方の観光を活性化し地方創生につなげていくため、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すること。
- 国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう検討すること。
- 所有者不明土地の発生抑制・解消に向け、関係法令の改正や地籍調査を推進し、国の責任において所有者不明土地の発生予防及び利用の円滑化・適正化を図ること。特に、地籍調査については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地元説明会や境界立会の中断で遅れが生じており、「所有者不明土地」や「境界不明土地」の増加が加速する恐れがあることから、国において効率的な調査手法の積極的な導入を推進するとともに、地域からの要望を踏まえ、令和3年度に必要な予算を十分に確保すること。また、現在検討を進めている、所有者不明土地に関する土地所有権の放棄制度の詳細な設計に当たっては、引き続き、地方の意見を踏まえながら検討すること。
- TPP11協定、日EU・EPA及び日米貿易協定の発効並びに日英EPA及びRCEPの協定署名に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、「総合的なTPP等関連政策大綱」の必要な見直しを行うとともに、同大綱に基づき万全な対策を講じること。今後の米国との貿易交渉におい

て、公正な貿易慣行を通じて、貿易・投資が活発化し、我が国のものづくり企業の競争力強化、雇用創出につながるよう、引き続き協議を行うこと。

- 新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業政策と農村政策が互いに循環・発展していくため、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策を、車の両輪としてバランスよく実施すること。また、基本計画に明記された「地域政策の総合化」を着実に推進するとともに、農業・農村の有する多面的機能の重要性について、国民各界各層に対して一層の理解醸成に向けた取組を推進すること。
- 農業次世代人材投資資金を確実に交付できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、若者の就農意欲の喚起と新規就農者の定着を図るための支援策を充実させること。特に、交付要件等を見直す際には、都道府県や市町村との調整、現場への周知に十分な期間を確保すること。また、農作業の省力化や生産性、収益力の向上を実現するスマート農業を推進すること。
- 新たな在留資格である「特定技能」について、地域の労働需給の状況や地方自治体や地域の事業者団体等の意向等を踏まえた特定産業分野の柔軟な追加など、それぞれの地域はもとより我が国全体の発展につながる制度とするとともに、外国人材が大都市や、その他の特定の地域に過度に集中することがないように必要な措置を講じること。また、新たに受け入れる外国人材や在留外国人、さらには、その家族への日本語教育等の充実、国籍に関わらず必要な学校教育が保障されるための教育支援体制の構築、外国人材が働きやすい環境の整備、安心して医療・保健・福祉サービスを受けることができる環境整備などについて、地方の意見を十分に踏まえ、多文化共生社会の実現に向け、国が責任を持って取り組むこと。さらに、外国人材の受入環境を整備するため、国においては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について、進捗状況を把握、公表し、適切にフォローアップするとともに、引き続き、その拡充を図ること。

#### □ デジタル化の推進

- デジタル庁は、デジタル化・情報通信等の関連施策を一体的に所管し、迅速かつ強力に推進することのできる司令塔とするとともに、IT基本法等の改正に当たっては、我が国が目指すべきデジタル社会についての明確

なビジョンや、国・地方・民間の役割分担、国による支援の方向性について明示すること。

- 本年中に予定されている「自治体DX推進計画」の策定に当たっては、地方のシステムの整備状況や更新時期等が様々であることを踏まえ、地方自治体の意見をよく聞きながら、効果的にデジタルトランスフォーメーションを推進できる方策を明示すること。また、その実効性を担保するため、地方におけるシステム導入や、その維持管理・更新等に対する財政的支援のほか、人材育成・外部人材確保等に係る支援等を盛り込むこと。
- 地方の住民記録等の情報システムやデータの統一・標準化については、国において、標準仕様書の作成等システムの標準化の検討が進められているが、引き続き、財源措置を含め、地方のデジタル化を積極的に推進すること。また、地方のシステムの整備状況や更新時期等は様々であることから、統一・標準化の取組に当たっては、運用の実態を踏まえた現実的なスケジュール、システム構成とするため、住民サービスの提供や住民情報の管理を担う地方と十分な調整を行うとともに、標準化されたシステムに円滑に移行できるよう、推進方策について十分に検討すること。
- デジタルトランスフォーメーションの基盤となる5Gサービスが、地方部を含むエリアで早期に開始されるとともに、離島や中山間地域など条件不利地域における5GをはじめとしたICTインフラ等の通信基盤が確実に整備され、都市部と地方部の基盤整備に格差が生じないように、今後の予算編成に当たり、光ファイバ網整備等に対する維持・更新に係る費用を含めた国庫補助事業の拡充や地方負担分が生ずる場合には十分な地方財政措置を講じるとともに、国土強靱化の観点に立った多重化などの取組促進、地方が所有する光ファイバ網の情報通信基盤の更新に対する新たな支援制度の創設など、万全の対策を講じること。
- テレワークやリモートワーク等の時間や場所にとらわれない働き方を積極的に推進する観点から、地方及び民間事業者が主体性を十分に発揮できるような環境を整えるとともに、地方部におけるシェアオフィスやコワーキングスペース等の拠点整備に係る総合的な補助制度を創設すること。
- マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携

が進むよう、その拡大を図ること。また、マイナンバーカードについて、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの構築や、取得手続の更なる簡素化、発行窓口である市町村への支援を強化し、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進めること。

- 地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションを創出していく上で、行政が所有するデータを民間企業等が有効に利用できる環境を整えることが重要である一方で、データの収集から管理、提供に至るデータ基盤の整備、オープンデータ化の推進やそれを活用して政策立案を行える人材の育成など、地方では課題も多いため、地方が行うオープンデータ化の様々な取組に対して十分な支援策を講じること。
- 社会全体のデジタル化が進む中、地方においては、これを担う人材の確保が喫緊の課題となっていることから、人材バンクの創設や、地方におけるデジタル人材の確保に向けた支援策を講じるとともに、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方が行う人材育成を支援すること。
- 中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう、DX推進ガイドライン等を活用した情報発信や、人的支援や補助制度及び税制優遇措置等の財政的支援の強化を図るとともに、デジタル社会を担う人材育成を推進すること。
- EdTechコンテンツの活用やSTEAM教育の導入等により、学童期からデジタル技術に親しみ、活用する機会を創出するとともに、AIやプログラミングなどについて誰もが専門知識・技術を身に付けることができるよう人材育成の環境整備を促進すること。また、地方において不足しているマネジメント層やエンジニア等を地方で確保しやすい仕組みを創設すること。
- 地方公共団体情報システム機構については、国のデジタル政策との連携やそれを支える安定的なシステム運用に必要な財源の国費措置、技術革新等に対応できる専門性を備えた人材の確保など、組織の抜本的強化について地方の意見を丁寧に聞きながら着実に進めること。その際、現在も原則として地方の負担によって運営されており、地方の事務を担っていること

や設立の経緯を十分に踏まえて組織を強化すること。

#### □ 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり

- 東日本大震災からの復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。また、いまだ根強く残る風評被害の解決に向け、国内外への正確かつ効果的な情報発信等の対策を引き続き強力で推進すること。
- 我が国では、その自然条件等から数多くの災害に見舞われており、今年も令和2年7月豪雨等による甚大な被害が発生している状況であり、自然災害には万全の防災体制で備えること。また、被災地の復旧・復興対策等に係る国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じるとともに補正予算を含めた機動的な対応を図ること。
- 昨年、令和元年房総半島台風がもたらした大規模停電の教訓を活かし、台風に伴う停電回避に向けた万全の体制を整備すること。特に、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制が確保されるようにすること。
- 近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保し、適切に配分すること。
- 強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を5か年延長・拡充するとともに、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。あわせて、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」についても、継続や対象事業などの地方財政措置の拡充を図ること。
- 地方団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう、令和2年度までの事業期間となっている「緊急防災・減災事業債」の継続

や対象事業などの地方財政措置の拡充を図ること。

- 地方団体が引き続き公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進していくために、「公共施設等適正管理推進事業費」については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することなど地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や延長等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
- 今年度創設された「緊急浚渫推進事業費」については、対象事業を拡充するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
- 大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮を目指し、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い施設整備交付金の創設等、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度等を創設すること。
- 近年の豪雨災害を踏まえ、治水対策、土砂災害対策の抜本的強化に向け、堤防強化対策等への財政支援の拡充を図ること。また、住民の自主的な避難行動につながるよう、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
- 地方が整備する光ファイバが風水害などにより被害を受けた場合の災害復旧事業については、デジタル社会を支える情報通信基盤の重要性に鑑み、道路等の公共インフラと同様の復旧に係る財政支援措置を講じること。
- 巨大地震等に備え、医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることができる人材の育成・確保など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政的支援を一層充実・強化すること。
- 被災者生活再建支援制度について、支給対象を半壊まで拡大するなど、制度の充実と安定を図ること。
- 豚熱の撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための工程を示す

とともに、対策の柱となる経口ワクチン散布や捕獲の強化などの野生いのしし対策、農場の飼養衛生管理の向上等に手厚い財政措置を講じること。また、発生農家の経営再開と養豚業再生に向けた支援策の充実を図ること。さらに、アジアや欧州等で感染が拡大しているアフリカ豚熱について、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化や違法畜産物の持ち込みに対して入国拒否を可能とする入国管理難民法の改正を行うなど、水際対策を一層強化・徹底すること。

#### □ 持続可能な社会保障の基盤づくり

- 持続可能な社会保障制度の構築のためには国と地方が適切な役割分担の下で協力することが重要である。地方は、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、健康寿命の延伸等を図るよう、先進・優良事例を全国的に横展開するなどしてその責任を果たしていく。国においては、そうした地方と方向性を共有し、お互いに信頼関係を保ちながら一体となって国としての役割による具体的な取組を進めること。
- 国民健康保険制度については、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、引き続き国の責任において確実にを行うとともに、新制度の運用状況を踏まえながら、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。
- 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は極めて重要であることから、配分方法等の見直しは容認できるものではない。国民健康保険制度における保険者へのインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用することとし、その評価の在り方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。
- 国等において、国民健康保険の法定外繰入等の解消や保険料水準の統一等について、法制上の措置も含めて議論されているが、国保等の保険者の苦境や被保険者の負担感に配慮したものではなく、地方分権の趣旨に反すると懸念される内容も含まれるため、国は一方的に地方に議論を押し付けないこと。
- 「保険者機能強化推進交付金」及び令和2年度に創設された「介護保険



保険者努力支援交付金」については、高齢者の自立支援・重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した評価方法とするとともに、評価指標の判断基準を明確にすること。また、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。なお、都市部と地方部、地方団体の規模等によって地域資源や体制など、取組の前提条件が異なることにより不公平が生じることのないよう、人口規模を加えた区分別の評価に見直すこと。また、保険者の取組の「見える化」に当たっては、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないように配慮すること。

- 介護職員に係る処遇改善加算取得をさらに推進するなど、人材確保につなげること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- 地域医療構想については、公立・公的医療機関等に再編統合等を誘導するものではないことを前提とした上で、各地域の調整会議の結論を尊重し、取組を進めるに当たって生じている課題等を解決するため、更なる支援を講じること。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、議論ができない地域もあることから、一律に結論の期限を区切らないこと。また、新型コロナウイルス感染症対策の実施によって、地域住民の命を守る公立・公的医療機関が担う役割の重要性が再認識されたことを踏まえ、引き続き、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革とも併せ、地方と十分に協議を行い、その意見を施策に反映すること。
- 地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、地方団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- 医療サービスを安定的に提供するため、医師・看護師等の不足や地域間・診療科目等の医師偏在の実態を踏まえ、地域に必要な医師・看護師等の絶対数を確保するため、医学部入学定員における地域枠を増員するなど更なる施策及び財政措置を講じること。また、地域における医師偏在を解消するため、地域医療研修の期間延長や一定期間の地域医療従事の義務付けなど、医師少数地域に医師が派遣されるよう実効ある対策を講じること。な

お、新専門医制度について、医師偏在を助長すること等、地域医療に影響を及ぼすことのないよう、地方の意見を踏まえ、国として適切に対応すること。

- 医療資源の少ない離島や中山間地域など条件不利地域では、地域の医療機関と連携した、ICTを活用した遠隔診療が有効な手段であることから、普及に向けたガイドラインの見直しや診療報酬の改定など、必要な対策を講じること。
- 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保やICTを活用した遠隔診療等、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な経費を支援すること。
- 医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を推進するため、地方の意見を十分踏まえ、国の責任において必要な措置を講じること。また、生活困窮者自立支援制度においても、地方の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、補助基準額及び補助率を見直すなど、十分な財政措置を講じること。

#### □ 次世代を担う「人づくり」

- 幼児教育・保育の無償化については、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする、無償化に関する様々な課題に対し、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において、引き続き地方と十分協議すること。
- いわゆる幼児教育類似施設について、幼児教育・保育の無償化に関する協議の場等において、これまでの協議や現行制度との整合性等を踏まえた上で、実務上の課題も確認しながら、丁寧に検討すること。
- これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、更なる処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃など、あらゆる支援措置を国の責任において講じること。また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平

性に配慮し、子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。

- 子ども・子育て支援新制度の「量的拡充」と「質の向上」の実現に向けた1兆円超の安定財源の確保とともに、令和2年度末までに待機児童を解消するとして「子育て安心プラン」の実現が困難な見込みであることから、新たなプランを早期に示し、必要な財源については国の責任において確保すること。
- 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しが行われたところであるが、実施主体である市町村が総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、引き続き新制度について適切な情報提供を行うとともに、市町村と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。また、国の財政負担の拡充を図るとともに、手続の簡素化を図り、市町村及び事業者の事務負担の軽減を図ること。
- 認可外保育施設の質の確保・向上については、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可外保育施設の認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援など、所要の措置を講じること。あわせて、認可外保育施設等に関する子ども・子育て支援情報公表システムについて、保護者や市区町村が十分活用できるよう周知徹底を図ること。
- 少子化対策の抜本強化に向け、不妊治療への支援の拡充、無利子奨学金の充実、多様な保育サービスの拡充、少なくとも未就学児までを対象とした全国一律の医療費助成制度の創設、小学生以上の子どもの医療費助成等に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止等を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充と運用の弾力化など、子育て支援の充実や地方単独事業に対する地方財政措置の拡充を図ること。
- 放課後児童クラブについて、「新・放課後子ども総合プラン」における「2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る」との目標を達成するため、国の責任において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保に向けた処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。
- 現在の教育現場は、特別な配慮を必要とする児童生徒の増加、新学習指導要領の円滑な実施や教職員の働き方改革、新型コロナウイルス感染症対

策としてソーシャルディスタンスの確保など、様々な課題が山積している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう、少人数編成を可能とする教員の確保を図ること。

- 地方の実情を勘案することなく、国の財政健全化のために教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招くおそれもあることから、決して行わないこと。
- 公立小中学校施設等について、新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、「新しい生活様式」も踏まえた学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。
- GIGAスクール構想の実現に当たっては、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された学びを実現するため、ハード整備のみならず、GIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置充実や有償ソフトウェア、更新費用やランニングコスト等も含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充を行うこと。また、高等学校においても、小中学校と同様に、統一かつ緊急的に1人1台端末が活用できる環境の整備を進めるため、各都道府県の現在の取組状況を踏まえ、国庫負担による格別な支援を行うこと。
- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」及び児童福祉法等に基づく児童相談所及び市町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置、国において専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
- 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等について、地方と一体となって必要な支援を加速・充実すること。
- 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額

の引上げなどのひとり親家庭への支援策の拡充、児童養護施設等の小規模・地域分散化等に要する施設整備等への財政支援の拡充等による社会的養育の充実、「地域子供の未来応援交付金」の当初予算規模の拡充と対象事業の拡大等による地方の独自の取組への継続的支援などを図ること。

#### □ 地方分権改革の着実な推進

- 7年にわたり取り組んできた「提案募集方式」での議論の蓄積を踏まえつつ、地方への事務・権限の更なる移譲、「従うべき基準」を含めた義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実などの制度的な課題の検討を行い、地方分権改革の一層の推進を図ること。また、地方分権改革を確実に進める姿勢を示すため、担当大臣の名称として「地方分権改革」を明示すること。
- 放課後児童クラブについて第九次一括法により参酌基準化の法改正がなされたが、福祉施設を中心に国が全国一律の基準を設定し地方の自主性を拘束している「従うべき基準」については、地域の実情に応じた施設の設置促進や適正な運営の確保に支障が生じているため、速やかに参酌基準化等を進めること。
- 国が制度の創設・拡充等を行うに当たって、地方団体に対して新たな計画の策定や専任職員の配置、専門窓口の設置等を、地方団体ごとの行政需要の多寡や先行的な取組の有無等の実情を考慮せず、実質的に全国一律に義務付けている例が見られる。地域の実情を踏まえた地方の裁量を認めず義務付け・枠付けがなされることで、特に小規模市町村を中心に、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障を生じることが懸念されるため、国は施策の立案に際しては、地方に一律に求めることは避け、地方の裁量の確保に十分配慮すること。さらに、地方団体に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、簡略化や廃止・統合を含めた必要な見直しを行うこと。また、国が法令を制定する場合の義務付け・枠付けが許容される基準について見直すとともに、「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立について実現すること。
- 地方が地域の実情を踏まえて事業推進できる社会資本整備総合交付金等

の一括交付金の総額を確保するとともに、国と地方の役割分担の下、個別補助金の対象は地域ごとに偏在性があるものや年度間で大きな変動のあるものに厳に限ること。

- 地方自治法第 263 条の 3 の規定に基づき、各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方六団体に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする事前情報提供制度等が設けられており、その趣旨を十分に踏まえ、地方が役割を担う施策について、地方への情報提供を迅速に行うとともに、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については早期に地方と協議すること。

【出典】 全国市議会議長会「令和3年度予算編成及び地方財政対策について」  
<http://www.si-gichokai.jp/request/request-6dantai/index.html>

## 2 令和3年度地方財政対策等についての共同声明 (令和2年12月21日 地方六団体)

---

本日、令和3年度予算案が閣議決定され、地方財政対策が決定した。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響により、国・地方を通じて税収の大幅な減少が見込まれるなど極めて厳しい財政状況の中、感染症対応、社会保障関係費、デジタル化の推進、防災・減災対策等に係る歳出増を踏まえ、「地方の一般財源総額」について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を上回る62.0兆円を確保している。地方交付税総額については、前年度を0.9兆円上回り、近年の最高額である平成24年度と同水準の17.4兆円を確保するとともに、平成30年度以来の折半対象財源不足が生じる中、地方の強い要望に応え、「臨時財政対策債を可能な限り抑制」したものである。これらを高く評価するとともに、政府・与党関係者の真摯な御尽力に感謝申し上げる。

ただし、財源不足に対しては、地方交付税の法定率の引上げなど、本来の姿に立ち戻り対処すべきであり、今後とも特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を求める。

次に、想定を超える大幅な減収が見込まれる「地方消費税など消費や流通に関わる7税目」について、令和2年度限りの措置として「減収補填債の対象税目に追加」し、併せて財政融資資金等の安定的な資金確保に向けた措置が講じられた。また、その他の税目や使用料・手数料の減収相当額を発行できる「特別減収対策債が創設」された。地方の切実な要望を受け止め、地方財政の安定的な運営に必要な資金の確保に配慮いただいたものとして、高く評価する。

「地方のデジタル改革」については、その実現に必要な経費として、新たに「地域デジタル社会推進費（仮称）」として2,000億円が計上された。利用者目線に立った行政サービスの提供に向けた国・地方の一体的な取組の第一歩であり、評価する。

「防災・減災対策」については、「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」の事業期間の5年間延長と対象事業等の大幅な拡充、防災重点農業用ため池を対象施設に追加するなどの「緊急浚渫推進事業債」の拡充など、地方の要望をしっかりと反映いただいております、評価する。

「地方創生」については、「まち・ひと・しごと創生事業費」を1兆円、地域社会の維持・再生に必要な「地域社会再生事業費」4,200億円をそれぞれ引き続き確保するなど、地方の要望に沿って必要な歳出が計上されており、評価する。

「地方の未来を切り拓いていくことなくして、日本の未来はない。」我々は、コロナ禍にあって、感染症対策の最前線に立ち、地域の経済と雇用、かけがえのない故郷を守り、ポストコロナを見据えた地方創生を加速させていく所存である。地方財政はますます厳しい見通しであり、地方一般財源の確保が重要となる中、引き続き、更なる地方税財源の確保・充実が図られることを強く求める。

令和2年12月21日

地方六団体

全国知事会会長	飯泉 嘉門
全国都道府県議会議長会会長	田中 英夫
全国市長会会長	立谷 秀清
全国市議会議長会会長	野尻 哲雄
全国町村会会長	荒木 泰臣
全国町村議会議長会会長	松尾 文則

【出典】全国市議会議長会「令和3年度地方財政対策等についての共同声明」

[https://www.si-gichokai.jp/news/info/r2/1203953\\_2896.html](https://www.si-gichokai.jp/news/info/r2/1203953_2896.html)